

内閣官房(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
90	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と速やかに情報交換・調整を開始して被害を最小限とするため、道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車」を新たに加えること。	現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について」(平成19年内閣官房)に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所を迅速に設置することが推奨されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えているところである。しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地により早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の先導を受け現地に向かう方法をとらざるを得ない状況である。このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時機に適合した調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	緊急事態知覚後、消防・警察などが現地において、一連の緊急的措置を行っている段階において、使用が認められた「緊急自動車」によって市の調整要員が迅速に現地に到着することで、各機関からより正確で最新の情報を入手することが可能となる。また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等では、必要と認める地域の住民に対し、退避をすべき旨の指示や、第114条で定める警戒区域の設定では、当該警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は警戒区域からの退去を命じることができることとなっていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、市としての指示を早期決定することが可能となり、市民の被害を最小限にとどめることができる。	道路交通法施行令第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第35条1項	内閣官房、警察庁	さいたま市	日高市、千葉県、堺市、徳島県、愛媛県	○現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等や、第114条で定める警戒区域の設定は、都道府県知事も指示等を行うことができることとされていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、県としての指示を早期決定することが可能となり、県民の被害を最小限にとどめることができる。 ○万が一テロ事案等が発生した場合、県としては、迅速かつ確な初動対応のため、現地調整所の設置の有無に関わらず現地方面(警察や消防の現地指揮所等)に職員を派遣し、情報収集や現地における関係機関との調整を行うこととなるが、緊急自動車の指定により、目的地までの到着時間が短縮されると考えられる。

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
2	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	支給認定証が任意交付となれば、保管義務または認定区分変更の際に返還義務のある保護者、取りまとめを行う幼稚園等、発行する自治体の事務が大幅に簡素化できるため、三者の負担軽減や経費の削減に繋がるものと考えられる。	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第5条、第6条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	倉敷市	石狩市、秋田県、鶴岡市、茂原市、青梅市、三条市、各務原市、瑞穂市、浜松市、津島市、尾張旭市、八尾市、伊丹市、岡山市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、東温市、北九州市、八女市、大分市	<p>○提案市と同様の事例が発生しているのと同じ保育所等に入室しても3号から2号への変更は毎月発生し、誕生月に毎月50～60枚交付しているが、当初入室時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一方的に交付している事務となっている。入所調整は市で行っているため、支給認定証の必要性は極めて低い。</p> <p>○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも支給認定証発行が、手続きを煩雑化しているとの声がある。市町村が利用調整を行う仕組みを前提にすれば、保護者にとって認定証の必要性は低い。</p> <p>○支給認定内容の変更や紛失等に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するシーンはほぼ皆無と考えられ、事務量軽減のための何らかの対策が必要と考える。</p> <p>○支給認定証の意味を保護者が十分理解できていないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に対して2号への変更の認定証を送付すると、そのことに対する問い合わせがあり説明を要する。件数は年間500件程度ではあるものの毎月発生する事務は、確実に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込様式にしているため、入所できない方にも30日以内に支給認定証を送付すると、入所できるものと勘違いをされるケースがあり、支障をきたした。</p> <p>○支給認定の事務処理は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。ついでには、事務軽減を図るうえで保護者が必要とする場合に交付する制度が望ましい。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定変更に係る事務及びこれに伴う支給認定証の交付事務は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増となっている。また、保護者においても、支給認定証交付の意味が十分浸透されておらず、支給認定変更あつての返還が滞る事例が多い。支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考える。</p> <p>○支給認定証については健康保険証や介護保険証のようにその都度提示する必要がないので、保護者と事業所(保育所等)と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、変更の都度証書を交付する必要性はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくても、住所変更等認定証の記載の内容に変更があった場合は再度交付しなければならないので非常に事務処理が煩雑になるので、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは改善したほうがよい。</p> <p>○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により(市外転居の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定している方が効率的な保育標準時間・短時間を選択しており、事務の流が二度手間になっている状況がある。</p> <p>○施設利用の相談や申請受け付け時には、まず制度や施設利用までの手順を説明することになるが、認定証については、「利用することはありませんが紛失しないでください。ただ紛失しても実害は無いです」と説明することになり、結果的に保護者とともに「意味がない」とを双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。については、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却依頼し、再交付しているのみで、それ以外は必要としない。返却依頼時に紛失している場合は、変更前の支給認定証を再交付申請により再発行し、交付せず返却された扱いとしている。また、広域利用においても市外の利用する保育所等はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所地の市町村とが委託契約することから、支給認定保護者の住所地の市町村で支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要としない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の有無、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定保護者もいるため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改正を希望する。</p> <p>○提案市と同様の支障あり。産前・産後から育児休暇への変更の場合等、遡及して処理する事例が多い。</p> <p>○事務が煩雑・保護者が書類の内容についてとまどいがある。</p> <p>○使用頻度の少なから認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付としてほしい。</p> <p>○支給認定証を保護者が実際に使用する機会が非常に少ない。3号から2号へ変わったり、要件が変わるたびに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担(認定証の印刷や郵送料)が大きい。</p> <p>○保護者において、支給認定証を使用し手続きを行うことは、ほほにないに等しい。しかし、保育必要事由、保育必要量など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもしなければならないのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定証の発行は、保護者からの交付依頼があった場合にのみ交付する、任意交付に改正するよう要望する。</p> <p>○子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行う保育所等も現場の全員の先方が理解しているわけではないので、複数にわたって保護者へ提出を案内しなければならないなど現場も負担が増している。</p> <p>○支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、返還させることに必要性がないと感じている。</p> <p>○本県においては、提案市同様、支給認定証の使用頻度の少なから保護者が紛失してしまっているケースも多く、支給認定証を保管していないといけなく理解している保護者が少ないといった実態がある(各市町村より)。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多く発生する事案であることから、提案市同様任意交付制度に同意する。</p> <p>○提案市と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童が、就学前に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定を受けているという意識が薄く、2・3号認定児について支給認定に関する変更があつた場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を勧奨する場合はほとんどである。届出の際は支給認定証の回収を求めるが、使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う再交付の申請は、平成27年度中件であつた。子育て世帯の母親はパート等非常勤労働者も多く、求職→就労→出産により退職→求職→職業訓練→求職→就労…と頻りに状況が変わる保護者もあり、変更後の支給認定証が交付される前に再度状況が変わっている場合もある。瑞穂市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が延べ750件に上っており、保護者、事業所、自治体の3者にとって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業者の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものと考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
3	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育標準時間と保育短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じた際に、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、自治体の担当者の負担が大きい。については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。	利用者の保育の必要性の把握(確認)を行うだけで実務が簡素化でき、保育の必要量の認定のゆらぎが無くなるため、事業者も安定的な経営計画を立てやすくなる。必要な保育士の見通しが立て易く、雇用の安定化につながる。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	倉敷市	石狩市、秋田市、郡山市、日高市、青森市、小田原市、茅ヶ崎市、長岡市、瑞穂市、津島市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、岡山市、山陽小野田市、宇和島市、北九州市、田川市、八女市、大分市、小林市	<ul style="list-style-type: none"> ○当市では現在保育短時間利用が主流であるため、それを標準時間に誘導するような効果を内在する仕組みとすることは考えにくい。現在当市では、標準時間と短時間の利用者負担額の差を、延長保育の利用料と整合をとって設定している。保護者、自治体ともに事務の煩雑さ解消となることは、基本的に賛同するが、保育8時間未満の利用者負担額を認定することが可能な制度設計はしていない。 ○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも、保育必要量の区分が、手続きを煩雑化しているとの声がある。保育短時間利用児が、延長保育を利用した場合に、保育標準時間利用児よりも負担が大きくなるケースもあり、保護者にとっても分かりにくい制度となっている。 ○児童一人ひとりの保育標準時間／短時間認定状況の把握が非常に煩雑で事業者側の負担が大きい。経過措置の適用により、きょうだいで標準時間認定と短時間認定にわかれた事実も発生しており、現場でも混乱が生じている。 ○保育標準時間と短時間の区分を設けたことにより、保護者の権利意識が強くなり、仕事が終わったにもかかわらず、預けられる時間内であることを理由に、迎えに来ないことが多々あると事業者から話を聞く。保育の必要性のみの認定とし、実際の就労時間等に応じた利用時間とすることで、現場で働く保育士等事業者の負担が少なくなる。 ○本市においても事務の煩雑化に加え、保護者・施設・行政間で意思伝達のトラブルも多々発生している。また、保育標準時間認定者が、従事と変わらない勤務体制であっても、11時間いっぱい預けられる傾向となっており、保育士不足を助長する状況であるため、早急な改定が望ましい。 ○保護者は、保育標準時間と保育短時間を区分することのメリットは少ない。また、保護者も自身が標準時間か短時間であることを把握していないケースもある。 ○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及不公平感の解消を図ることができ。 ○保護者も、就労時間認定の場合においても、勤務時間帯によっては標準時間認定と保育短時間認定となることで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。 ○保護者にとっては、費経費削減の観点から、勤務状況等により申請しやすくなることと、認定される負担が大きい。また、短時間認定の場合で、予測のできない時間外勤務が発生した際には、延長保育料の負担が生じるなど、保護者の経済的な負担も大きい。事業者側でも、保護者の支給認定の変更が生じた際に、認定状況の把握や変更に伴う事務対応(延長保育料の返金等)が必要となり、負担が生じている。・加えて、認定変更に伴う自治体側の事務(変更処理、通知など)もその都度必要となり、関連して保育料や給付費の変更も含め、実務が非常に煩雑になっている。 ○短時間標準時間の認定については事務手続きが煩雑になるし、一律に基準を決めてしまうと、家庭の個々の事情に添えない場合も出てくるので、標準時間短時間に分けて認定するよりも、26年度以前のように、個々の事情に添えるような認定制度にするのがよい。 ○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が9時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更時に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならならず、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考え。 ○保育標準時間認定と保育短時間認定を区分した場合も、保護者負担金の額に差がなく保護者側のメリトリが少なく、また、保育園においてもその都度変更される認定区分を把握することに苦しんでいる。行政側としても、保護者の勤務時間(通勤時間等含む)を確認し、認定変更を行う事務に多くの時間を費やすことになっている。 ○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られていく状況がある。 ○以上の理由を踏まえ、認定変更の際には、保育の必要量と保育料の算定も変動して行くことが考えられることと、判定において事務担当者の負担も大きい。また、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならず、事務担当者や保育園のストレスは大変な状況になっている。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず月額支払額はそれほど差がなく、制上大きなメリットが感じられないため、標準と短時間の区分を統合していただきたい。 ○提案市と同様の支障あり。短時間認定にしても延長保育を使用し、標準時間と変わらず利用できること、また、入所児童数が増えるわけではないため、施設・自治体・保護者ともに手間だけが発生し、メリットがない。 ○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑 ○利用料に差が少ない。自治体の担当者の負担大きい。施設が個々の認定把握が難しく、保護者の理解も低く認定されているので、最大時間利用できるなど)混乱している現状があることから、標準・短時間は統合することが望ましい。 ○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においては、保護者の支給認定の変更が生じた際に、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きく、状況にあわせて、保育士の勤務体制を変更するなどの対応が必要となるため、保育士の負担も増える。また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、ケースによっては、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、担当者の負担が大きい。さらに、公定価格や保育料の区分が増えたため、認定作業等が煩雑化し、システム変更等の経費もかかる。については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。 ○倉敷市においては、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は最高700円とあまり差がない。しかし保育標準時間認定者と比べると短時間認定者にとっては、急な残業等による延長料金の発生や、通勤に要する時間をどうするかなど保護者の精神的負担が大きい。また、標準時間と短時間を切り替える都度、認定証を交付しなければならず、自治体の事務量増加とともに、事業者(園)の事務も煩雑化している。保育標準時間と保育短時間の統合を希望する。たとえば、1日の就労時間のほかにも通勤時間や通勤手段等によっても認定を変えなければならないケースもあり、担当者による調査も時間を要している。また、認定の調査以外にも給付費の計算等でも大きかかわっているため事業者等市町村で児童の保育の必要量を密に確認しており、そういった事務が双方で負担となっている。 ○本市においては、保育標準時間と保育短時間の切り替え案件が多く、自治体によっては担当者の業務時間の過半を占めるなど、保護者のメリットが少ないに問わず、自治体の事務負担が非常に大きくなっている。・標準時間認定を自治体に変えられているようなケースについても、当県市町村において提案と同様の状況にある。 ○保育標準時間と保育短時間の認定は、利用者負担額に大きな違いはないものの園児の登園・降園時間の管理や認定区分の変更に伴う支給認定証の発行、施設型給付費の調整など事業者や行政が行う業務が増加し、また効率的とされない。そもそも保育士不足が改善されないか、通常の保育に加え園児一人一人の登園・降園時間の管理を行う必要があり保育士の業務は増えている。また、登園・降園時間が異なる園児がクラスに多数存在し、集団活動や園外活動などのクラス単位での活動に非常に支障を来している。園児の登園・降園時間の管理を行うため、事業者は高額の管理システムを導入するなど、当制度にかかるデメリットは多い。 ○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業者では、利用者負担額の徴収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が遅くなるなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定者約1400人に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る届け出件数が延べ約32件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながることも、施設型給付費等の変動が少なくなることで安定的な経営計画を立てやすくなるなど見込まれる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
9	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金事業などの地域再生法に關連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする	<p><地域再生計画></p> <p>○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う</p> <p>○社会資本整備総合交付金同様、全体事業費に変更のあった場合のみ計画変更を求める。又は計画終了までを通過して事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する</p> <p><地方創生推進交付金></p> <p>○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前着手を柔軟に認める</p> <p><制度全体></p> <p>○計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能なスケジュールを早期に示す</p>	<p>【制度の新設】</p> <p>地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。</p> <p>具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p>	<p>事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。</p> <p><地域再生計画関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規・変更計画に係る事業の着手時期を早めることができるほか、変更申請及びその認定に関する国・地方双方の事務を縮減できる。 <地方創生交付金関係> ・同じく交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。 <制度全体> ・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。 	<p>地域再生法第5条乃至第7条、第13条</p> <p>同法施行令第9条</p> <p>同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	秋田県、岩手県	<p>北海道、鹿角市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、南会津町、茨城県、袖ヶ浦市、神奈川県、相模原市、三条市、上越市、岐阜県、愛知県、名古屋市中区、半田市、津市、滋賀県、姫路市、加古川市、鳥取県、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、福岡県、長崎県、大村市、五島市、宮崎市、熊本県、大分県、福岡県、鹿児島県</p> <p>○今年度については、第1回の地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されており、第2回は9月以降の申請が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていないため、事業執行が困難となっている。</p> <p>また、事業の事前着手が原則認められていないこと、計画の認定までに原則予算計上されないことが求められていることから、事業申請が困難となっている。</p> <p>○地方創生推進交付金においては、交付要綱及び交付要件の開示から申請期限までの期間が短く、広域連携事業として周辺市町村と予算措置を含めた協議を実施する期間が極めて短い状況にある。</p> <p>また、年度内回目以降の申請とした場合の交付決定スケジュール等が開示されておらず、さらに、事業の事前着手が認められていないことから、計画的な年度内の事務執行に支障があり、かつ事業全体のスケジュールに影響し、事業効果を高める切れ目の無い事業展開に支障が出る。</p> <p>○本県では、地方創生推進交付金を活用した事業のうち、夏休み期間中に事業を実施する必要がある観光関連の事業を予定していたところ、国は当初、「9月の交付決定前の事前着手は原則認めない」としていた。その後、全国知事会を通じ、交付金の弾力的な運用について申し入れを行った結果、(事業着手を遅らせることにより、事業の目的に重大な支障が生じる場合には、交付決定前に事業着手して差し支えない)との方針が改めて示され、事前着手の可能となったが、本来ならばスケジュール等を早期に示しておくべきものである。</p> <p>○地方創生推進交付金事業の内容、具体的スケジュール等が示されていない中、5か年若しくは3か年の再生計画を組み立てるの不確定要素が多く、次年度以降の予算編成の方針に大きな影響が及ぼされる。</p> <p>また、制度改正の遅れにより、年度当初からの事業執行が不となっていることや事業執行時期が年度途中からとなっても、繰越処理が原則認められていないため、事業を計画的に実施できない。</p> <p>○本市が申請した地域再生計画は複数年度にわたる計画であるため、認定された場合は次年度以降、年度当初から事業着手することを当然想定している。ところが、現行のスケジュールでは9月の交付決定となっているため、できる限り交付決定の時期を早めるとともに、事前着手についても柔軟に認めていただきたい。</p> <p>○提案団体が言及している支障事例のとおりに、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p> <p>加えて、当該年度内においても、事業執行時に、入札の執行残などにより、計画事業費に変動が生じる場合もあるが、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p>	
191	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	<p>地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるよう、申請手続きを見直すこと</p>	<p>【現状】</p> <p>改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>地方版総合戦略は、産官学金労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであることと認められること、3号基準:円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)を満たしているものである。それにもかかわらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。</p>	<p>地域再生計画の策定を地方版総合戦略に代えることにより、地方にとって事務作業の簡素化が図られる。</p>	<p>地域再生法第5条、13条</p> <p>地域再生法施行令第9条</p> <p>地域再生法施行規則第1条第1項</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	<p>秋田県、郡山市、南会津町、千葉市、神奈川県、平塚市、三條市、津市、羽曳野市、田原市、島根県、岡山県、新見市、宇和島市、東温市、高知市、福岡県、大分県、熊本県、鹿児島県</p> <p>○支障事例について、地域再生計画は、地方創生推進交付金実施計画書記載内容を引用して作成することによっており、同じ内容を地域再生計画及び交付金実施計画書記載することとなっている。また、地方版総合戦略は、今後5年間の地方創生の方針を定めたためであり、地域再生計画と求めるものが重複する。地域再生計画の認定に当たって、認定の判断をする書類を、地方版総合戦略と交付金実施計画書とすることで、地方の事務簡素化を図るべきである。</p> <p>○推進交付金の申請に当たり、「地域再生計画」の策定が必要となったが、当該計画は、「地方版総合戦略」及び「交付金実施計画」と内容や手続き等で重複する部分も多く、また、過去の例では事前相談から申請後において、たびたび記載の修正を要したことから、交付金申請主体にとって、事務の負担増となっている。</p> <p>○地方創生推進交付金の申請にあたっては、記載内容がほぼ同じである地域再生計画の作成が義務付けられており、地方にとって二度手間となる。交付金の交付決定については、交付金交付申請時に提出する書類で足りるのであれば、事務の簡素化のため、地域再生計画の作成義務付け廃止を希望する。</p> <p>○本市の地方版総合戦略の策定に当たっては、実現可能性の高い施策を優先的に盛り込み、計画期間内での効果発現を目指して速やかな予算化及び執行を目指している。このような中で、改めて地域再生計画を一つずつ作成する作業は大きな事務負担となり、スピード感と実現性が求められる地方創生の趣旨に沿わないと考え、本提案によって申請手続きの簡素化が図られることで、地方版総合戦略に盛り込んだ施策の円滑かつ早期の執行が期待できる。</p> <p>○提案団体が言及している支障事例に関しては、国から交付決定の内諾を受けた後に予算計上に係る議会対応を行うことが議会との関係に適切ではないかと考えるが、申請の条件においては、事前に予算措置の確実性が求められる。交付金の活用が国に認められるかどうか、また、交付金の額が確認できない状態で議会に説明することが難しく、現実的に申請することができない。また、制度内容についても、随時更新されるQ&Aによって明らかになる部分があり、対応に苦慮するところがある。</p>	
192	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるような要件の緩和	<p>地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること</p>	<p>【現状】</p> <p>「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生涯活用のまち、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。</p> <p>【支障事例】</p> <p>当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を發揮した事業が実施できない。</p>	<p>先駆タイプについて、単独の事業も認められることにより、地方の創意を發揮し、地域の特色や地域が抱える課題に対応した事業を進めることができる。</p>	<p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	<p>北海道、岩手県、秋田県、鹿角市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、南会津町、茨城県、袖ヶ浦市、神奈川県、相模原市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市中区、半田市、津市、滋賀県、姫路市、加古川市、鳥取県、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、福岡県、長崎県、大村市、五島市、宮崎市、熊本県、大分県、福岡県、鹿児島県</p> <p>○先駆タイプの一要件である広域間連携については、連携先自治体が必要しなくても交付金を活用して事業実施するとは限らないことから、広域間連携についての考え方についても柔軟に対応いただき、単独市町村であっても先駆タイプを申請できるようにしていただきたい。</p> <p>○先駆タイプで申請するためには、複数の地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して共同で事業を実施することが求められるが、申請事業の件数が限られる中、連携する地方公共団体によっては、一般財源を活用して事業を実施する場合もある。</p> <p>現在の運用は、活用する財源によって広域間連携の要素を満たしているかを判断するものになっている。単独事業についても広域間連携の実施の有無を適正に判断できる制度にし、地方の創意・工夫を發揮できる自由度の高い交付金にすべきである。</p> <p>○「先駆タイプ」の要件である広域間連携については、関係自治体が予算計上して実施する共同事業(広域連携事業)のほか、事業推進のための協議会への参画など、予算を伴わない枠組みによる連携も考えられ、いずれも連携による広域的な効果を生じると考える。</p> <p>○地域住民等生活支援交付金(地方創生先行型)、地方創生加速化交付金と発展的に事業展開してきた事業において、加速化交付金においても広域連携事業として先駆的と認められた事業を行っており、その推進を強固なものにするために推進交付金において先駆的に実施するに当たり、先行的な取組を実施している市(取りまとめの市)における事業について、連携市と比べて先行実施している。</p> <p>このため、連携市が同じ事業スケジュール及び予算措置を実施することが困難な場合、先導的に実施しようとする市(取りまとめの市)の事業スケジュールが停滞してしまう。</p> <p>また、初年度に予算を伴わないものの、事業実施において連携をしておき、次年度以降の予算措置による連携の調整が出来ている場合においては、先駆タイプでは申請できないため、初年度から広域連携事業として先駆タイプでの申請が出来ないようにしてほしい。</p> <p>○「広域連携」を必須の先駆的要素とし、複数自治体が共同して行う広域連携事業にのみ「先駆性」を認める取扱い。地方創生の緩やかな地域間競争が始まる中、特に人口規模が小さく財政力の極めて弱い自治体であっても、切磋琢磨し、創意工夫を凝らして行うとすると先導的な取組を支援する観点から単独事業についても先駆タイプの対象事業として認めるべき。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
12	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に對し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	保育必要量の区分と支給認定証を廃止することにより、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理や保育料変動への対応及び施設経由の書類のやり取り等が減少し、保護者、保育士ともに子どもに向き合う時間が増加し、児童の処遇が向上する。	子ども・子育て支援法第19条～第26条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知市	秋田県、西郷村、茂原市、多摩市、茅ヶ崎市、長岡市、各務原市、磐田市、津島市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、宇部市、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、北九州市、八女市、筑紫野市、大分市	<p>○変更手続きなど事務がとて煩雑で、職員の手続きに要する時間が増大している。また、保育園に空きがなく待機となった場合、支給認定証を利用開始の通知と混同する申請者も多く、不満を増幅させる事例もある。申請者が実際に保育サービスを開始できるようになってからの支給決定でよいと思われ、支給認定証の交付が事務に支障をきたしている。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の認定にあたり、業務に費やす事務量が、事務方と現場保育士に大きく影響しており、他の業務に對して支障を来たしている。</p> <p>○本市においても、標準⇔短時間の認定変更により、膨大な事務作業が発生しており、利用者については、保育時間・保育料の変更、保育園についても保育時間の変更に伴う運営体制の見直しや施設型給付費の変更などが生じてしまふ。保育料負担額に大きな差がないにも関わらず、保育時間が大きく変わることについての不満も多いので、保育時間は統一したものに戻してほしい。</p> <p>○保護者の保育が必要な事由に変更があった都度、認定変更の手続きが必要となり、保護者の手続きに係る負担や、認定区分の変更に伴う保育内容への影響について不安を抱く保護者も多い。また、在園児については、多くの保護者が施設を経由して書類を提出するため、マイナンバー等個人情報の管理も増えており施設の負担が増大している。</p> <p>○保護者の就労時間による標準時間と短時間の変更が頻繁にあり、その都度支給認定証を送付しなければならない。行政サイドの事務量が増加している。各施設においても保育必要量の区分ができなくて、保育時間の管理に注意を払う必要があることや短時間の延長料金の徴収の仕方が園ごとに決められているため、保護者への説明に苦慮することもある。また、保育必要量の区分ができ、保育料も若干ではあるが差があるため、「標準時間は1時間預けられる。」という意識が保護者に出てきて、以前と同じ就労状況であっても長く預けられる家庭が増え、朝夕の保育士の配置人数が増え、公立保育所では、時間外勤務が増えている。</p> <p>○支給認定証に関する事務には、毎月の変更などの事務処理に時間がかかる。また、保育必要量の区分については上記のとおり、メリットは少な(保育所側でも書類の確認や保護者への指導が負担となっている)。</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を届け、就労の面で変更的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかるとなる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○本市では、支給認定の変更を業務都合上月1回行っているが、変更直後に保育の必要量が変化するような事象が発生した場合、約1ヶ月突進と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わるまで、恒常的に延長保育料が発生することも多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。</p> <p>○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○【地域における課題】子育て世代は、就労の流動(育児休業含む)が生じやすく、認定変更はかなり多い。時間外労働時間や通勤時間の取扱いについても苦情や相談が多く寄せられ、対応に追われている。新制度以前の就労確認のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止(1号含む)をすることにより、様々な事務の軽減となり、保護者、事業所にとっても簡潔でわかりやすい制度となる。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が時間短いなど、保護者にとつてのメリットが少なく、事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならず、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考えらる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費の算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討や費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により(市外転居の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定している方が強制的な保育標準時間・短時間先に決定しており、事務の流れが一度手間になっている状況がある。</p> <p>○児童福祉においては、各年度毎に手当れ給費等が廃止され、給費の減額や給費の管理や把握が両方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。また保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一齐に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には月額にさほど差が無く、制度上大きなメリットを感じられないため、標準と短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止していただきたい。</p> <p>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなされること、実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と現実には差異が生じている。また、就労形態が多様化する昨今、保育短時間の子どもにおいても、就労時間の関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間を区別することで、国、県及び市の財政上の利益は存在するものの、上記の差異が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が高いことに鑑みると、当該利益を考慮してもなお当該区別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑</p> <p>○支給認定変更手続きが想定以上の数となっている。保護者から新制度になり書類の作成、提出及び認定証返却と大変になったとの苦情が多い。また多くの施設より初めて、書類の受け渡しは施設を経由してほしくないとの意見がでている状況である。</p> <p>○子育て世帯は家庭状況が頻繁に変動し、その度に認定の変更が生じ、発生件数はかなり多い。認定変更を窓口や施設を経由して案内しており、施設へ連絡し確認するなど事務量も増加している。また広域で委託している児童については、委託先の市町村により受付の期限が異なるなど、各市町村の判断がさまざまであることもあり種々の対応が難しくなっている。施設側においても市町村とのやり取りが多く、保育に向き合う時間が減少してきていると感じている。</p> <p>○支給認定の事由等の変更に伴うものを含めて、支給認定証の交付については必要であると考えている。しかし、支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、実態として返還させることに必要性がないと感じている。保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする。保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が20時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育標準時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。</p> <p>○保護者側は利用者負担額にほとんど差が無い点(差を設けようとする短時間の保育料を大幅に引き下げなければいけないという制度設計になっている。)や、支給認定の変更手続きが必要になった点などから、何ら利益は無いと考える。事業者や本市も、保育標準時間、短時間認定状況の把握や変更に伴う事務が必要にならず、負担も大きくない。保護者の就労方法の多様化から保育標準時間、短時間認定に区分することは、施設型給付費や利用者負担額に矛盾が生じ、困難であると考え。例にあるように、1日の労働時間が6時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースでは標準時間認定となり、施設型給付費や利用者負担額が高くなる。)と同様の事例について、高知市以外の市町村からも話を聞いている。標準時間認定と短時間認定の区分により事務負担が大幅に増加していることについては改善の必要性を感じるが、廃止することについて、公定価格などその影響も大きいことが考えられる。</p> <p>○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。また、市町村が入園調整を行っている間は、支給認定証が有効利用されていないため事務負担のみが増えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
280	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について	認定こども園入園児童の保護者の保育必要時間等に応じて、市町村が決定を行うこととされている「保育標準時間」「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定こども園を返上したいという声すらある。	保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の複雑さを理由として幼稚園から認定こども園に移行しない園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効と考える。また、現在、短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際は保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	筑面市	<p>秋田県、郡山市、多摩市、長岡市、瑞穂市、浜松市、磐田市、宇和島市、福岡市、八女市、筑前市、大分市、石狩市</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができ、</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合であっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようと、就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が3時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならないが、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がると、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考えられる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが無い。</p> <p>○保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする。保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の多動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業者では、利用者負担額の徴収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が滞るなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約320件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整が必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながるのと同時に、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなると思われる。</p> <p>○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたと、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。</p> <p>○提案市と同様の支障有、石狩市では、短時間認定であっても、標準時間の範囲内であれば月額保育料に差がないように対応を行っている。廃止されればこの対応の事務負担等も解消され、保護者の不要な混乱もなくなる。</p>	
23	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める公私連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている公私連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。</p>	<p>【改正の効果】</p> <p>地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面の向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。</p> <p>【国が進める政策との関係】</p> <p>町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		
24	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令が定める公共的施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
27	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に配置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考える。	市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県	○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要する。 ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県においても、社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は市が行うという事業が発生しており、施設を設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の複雑化の一因となっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。 市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。
142	A 権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に配置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べるということができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけることができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。 ○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをとらなければならないため、事業者の負担感が大きい。 県と中核市の間で、十分な情報共有を図っているものの、当該市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続の中で認定の可否等の判断を示すことができず、また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べるということができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。	
291	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	北海道、秋田県、神奈川県、長野県、京都府、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。 ○本県でも同様の状況であり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が異なるため、事業者にとって申請に係る相談先や書類の提出先などが分かっていないなど、中核市では認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。
31	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所情報」を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成システム等への入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法規定では、「住所情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署設置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない親機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けられるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図れない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	申請等の際に住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから行政事務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項	内閣府、総務省、厚生労働省	東京都	山形県、茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、鳥取県、岡山県、沖縄県	○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。 ○提案県と同様に番号法規定では住所の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることとなり、住民にとって利便性の向上が図れない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本県にしかなく申請を交付する保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。 ○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理時間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通り住民記載事項証明書を市役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所を確認する必要があるが、住民票の添付を求めるところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所情報取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることとなり、申請者の負担が増えるとともに、本県における認定事務の効率も図れない。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
46	B 地方に対する規制緩和	その他	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより、寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	寄付金税額控除の対象となるNPO法人の申請から指定までの期間を1~2か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定NPO法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。	地方税法第37条の2第3項	内閣府、総務省	埼玉県	神奈川県、横浜市、滋賀県、徳島県、長崎県、熊本県	○本県においても、平成25年12月に「県条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提案している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。 ○指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会の議決を経なければならぬため、遅やかな対応ができないといった支障が生じている。 ○寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、遅やかな指定が促進される。
52	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の本体化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限定されるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、岩手県、秋田県、茨城県、栃木市、柏市、長岡市、鳥取県、鳥取市、前橋市、徳島県、徳島市、宇和島市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要があるため、その影響で準備等の開始が遅くなってしまふ。 ○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果も薄いと考える。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国庫の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用することとなった。このため、両方で交付の基準と協議書の様式が異なることにより、協議の手続きを別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけでなく、むしろ煩雑化することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒しして提出しなければならず、事前協議書の作成から事業着手までに相当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。 ○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園にむけた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととして、現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されておらず、整備に着手することができない状態となっており、平成29年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。 ○国庫交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出せるようスケジュールを見直すべきである。 ○厚生労働省より「全国的に所要額の満額は交付されない」と及び「所要額に満たない部分は平成27年度保育所等整備交付金を充てる(=事業繰越はできない)」との連絡があった。「事業費が確保できない」と及び「事業遅延が発生した場合対応できない」という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状態である。
66	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和	保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。 保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数かつ (1)保育士2人を配置する場合 (2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合 (※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり) であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の業務を認めて欲しい。	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	延長保育事業(又は預かり保育事業)及び放課後児童クラブの両事業を同一施設(同じ居室)で実施する場合に、保育士及び放課後児童指導員の配置基準を緩和することによって、効率的な人員配置が可能となり、両事業の人員確保及び職員の負担軽減につながる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(雇児発0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第63号、最終改正:平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号)	内閣府、厚生労働省	東広島市	石狩市、相模原市、宇和島市	○保育所等と放課後児童クラブが同建物内で行っている場合、延長利用時間(本市の児童クラブは概ね18時以降)は、現在はそれぞれで規定の職員を確保しているが、その勤務の確保に苦慮している児童クラブがある。 ○本市においても放課後児童クラブと幼保連携型認定子ども園の一時預かり事業(幼稚園部分を併設実施し同様の課題を有する施設があることから、これらの要件が緩和・改善されることで、限られた人材を有効に活用することができる。
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における要件緩和	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開所日数をふくめることができるよう要件緩和を図られたい。	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない。開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性がある。	放課後児童健全育成事業所の効率的な運営 放課後児童支援員(職員)等の確保及び処遇改善	「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	三鷹市	鶴岡市、小山市、新野区、長野市、名古屋市、門真市、伊丹市、宇都宮市、宇和島市、八幡浜市、久留米市	○開所した支援の単位分しかカウントされないことから、年間の開所日数を維持するため、無理をして支援の単位ごとに人員配置し開所しているところが多い。 ○当日でも、土曜保育は複数の学童クラブを1つの学童クラブに集約し合同で行っている事例があるが、利用人数の実績からこのような対応にならざるを得ない。 ○本市においても、土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)があり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校区内において2つの学童クラブは、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。 ○本市においても、土曜日のクラブ利用希望については、各クラブごとに少ないながらも利用希望があるため、各クラブごとに少ない参加人数による個別開所を実施するよりも、同一地域のクラブにおいて合同実施の希望がある場合は、合同で実施して子ども達の交流を図ると共に、職員配置についても合理的な配置をすることが放課後児童健全育成事業に資すると考えられる。また、年間開所日数加算である250日以上を要件を満たすために、利用ニーズが少ない日も複数クラブ開設を余儀なくされており、非効率的な運営となっていることから、左記提案事項に共同提案団体として参画するもの。 ○本市においても、土曜日の利用については、平日の2室または3室運営から1室で行っているところがある。 ○土曜日については、通所児童数が通常時の半数にも満たない学童クラブが多くある。放課後児童支援員の確保に苦慮している現状において、同一の学校区において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約した方が効率的である。しかしながら、2クラブ合同で実施した場合、支援員を4名以上(2クラブ相当分)配置しなくては2か所を開所扱いにできないとすると、開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性があり、合同実施ができない。 ○本市では同一学校に複数の学童クラブは存在しないが、土曜日の開所については同様の課題がある。本市では土曜日は月2回の開所としているが、通所児童が10人にも満たないクラブがほとんどである。土曜日の開所を必要とする利用者のニーズもあり、今後は土曜日開所の増加を検討する必要もあると考えている。しかしながら、支援員の人数不足による負担増や経費の増加などの課題があり、個々のクラブでの土曜日開所日数の増加は大変厳しい状況となっている。 ○同一学校において複数の学童クラブ(支援の単位)を有する場合は、土曜日は利用児童数が少ないことから1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
88	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、印章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標準・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】 事前届出済の車両であっても、災害発生後の標準・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標準・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。 栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害直後における確認申請に係る事務負担を軽減できるばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。 同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数のみの届出で標準及び証明書を交付するよう見直すことで、使用者及び確認者双方にとって事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が軽減され、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	茂原市、江戸川区、八尾市	○災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。 ○当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制がかかるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならない状況が発生する。事前届出の段階で、標準・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。 また、救護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標準及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。
97	A 権限移譲	医療・福祉	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。)	【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。 病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事業)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。 【支障事例】 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。	事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点について良く把握していると考えられるため、検査主体としても適当と考えらえる。	児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2	内閣府、厚生労働省	栃木県	茨城県、神奈川県、北九州市、大分市		
99	B 地方に対する規制緩和	その他	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所情報を追加	【支障事例】 難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日省令)」の規定では、住所情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。 また、住所情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。	申請の際の住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから、行政事務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第19の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報	内閣府、総務省、厚生労働省	栃木県	山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県	○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求める等、利便性の向上は図られていない。 ○従来と同様に番号法の規定では住所の確認ができていないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図れない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受付する保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。 ○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理時間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通り住民記載事項証明書を市役所で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。	
103	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入力するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	・記載項目が減ることで、申請者にとって記載に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3	内閣府、総務省、厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、大津市、京都府、大阪府、大牟田市、大分市	○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。 ○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらったため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。 ○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額等の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な取集は管理上好ましくないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野								団体名	支障事例
120	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助」に従事させることができるものに「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。 □	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置づけが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。	災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて	内閣府、厚生労働省	岩手県	北海道、茨城県、上越市、静岡県、滋賀県、京都府、徳島県、宇和島市、大牟田市、宮崎県	○災害救助法において「福祉(介護を含む。)」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規程について、法令上の位置づけが不明確なため苦慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職員等の福祉人材の派遣が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。 ○本市の高齢化率は36.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景をもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置づける必要があると思われる。 ○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設営に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各種災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。 ○当団体地域防災計画「震災編(平成26年修正)」において、当団体(福祉保健局)は、福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援を実施することされている。しかし、福祉支援が災害救助法上に位置づけられていないことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがあることは、当団体においても同様である。 ○熊本地震においても避難所における福祉的支援の重要性は再認識されたところであり、要配慮者の対応を迅速かつ適切に行うためには、「福祉」を災害救助法に規定する救助の種類に追加することが必要であると考えられる。 ○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのか不明確な部分があるため、「福祉(介護を含む。)」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。
121	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	【支障事例】 厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。 熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、全ての都道府県において災害福祉支援体制の整備が進むほか、都道府県の相互応援体制が構築される。また、災害派遣福祉チームの派遣や調整を行う全国的な組織ができることで、大規模災害時でも要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡(生活困窮者就業準備支援事業費等補助金⑧災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業)	内閣府、厚生労働省	岩手県	北海道、宮城県、上越市、新潟県、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県	○本県では、施設間の福祉人材の派遣、受入れの相互応援体制を構築するため、県内福祉団体等で構成する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。 上記の構築を進める上では、現在、災害時における福祉人材の派遣、受入れに関する全国的なルールがなく、取組状況も都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の枠を超えた相互応援体制を確立することが課題となっている。都道府県を超えた派遣、受入れを円滑に行うことができるよう、国として全国統一のルールを設けることが必要である。 ○東日本大震災において高齢者、障害者等の要保護者を避難所等で支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕組みがなく、必要な支援が困難となっていたこと、提案のあった制度化は必要であると考える。 ○当団体においては、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事務局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当団体においても同様である。 ○本県ではまた「災害派遣福祉チーム」の組成について検討段階ではあるが、今後、チームの組成・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であると考える。 ○市町村における福祉避難所の指定を進めるにあたり、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談職員の配置の確保が課題の一つとなっており、当団体の派遣チーム(災害派遣ケアチーム)による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。 ○本県では、災害発生時の介護福祉ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行うことが可能になる。 ○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する、事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのために、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣ができる体制を整備することは重要である。 ○熊本地震の発災直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。 災害福祉チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができるものと考えられる。
122	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などできないこととなっている。 変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届出ることとなっている。 そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。 例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うことになってしまう。	認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	北海道、福島県、神奈川県、長野県、倉敷市、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。実際にも事務の迅速化の観点で支援が生じている。 ○認可権限と合っており、事業者にとってもわかりやすく、自治体の事務も複雑になっている。 ○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が受理するかにすることは、業務の効率化につながるかと考える。
143	A 権限移譲	医療・福祉	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支障事例】 当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。 なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。	都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。	子ども・子育て支援法第27条～第30条 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	秋田県、神奈川県、茨城県、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市	○申請から認定までの期間が短くなること、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けることができる。 ○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。 ○新制度施行前同様に、市で認定すれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。 ○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。 指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算率についても、権限を移譲することを求める。 ○処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。 県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまおうかと懸念される。 政令市・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が遅くなってしまおう。 よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令市・中核市に移譲することは良いと考える。 ○給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市・中核市においては提案と同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
153	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して拡大)	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のための必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】 特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領II2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、神奈川県、奈良県、鳥根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県	○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。 ○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のための必要な経費について支弁している。 経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を提出する必要が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。 ○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。
298	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 〔療育手帳〕 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 〔外国人保護〕 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	【効果】 療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。窓口における申請者の混乱の回避。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	千葉県、静岡県、浜松市、京都市、鳥根県、岡山県、広島市、宮崎県	○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながる懸念がある。 ○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。 番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能となるため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護関係情報は情報照会の対象となっていないため、書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できると省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くこととなるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。
300	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【効果】 当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性の向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	神奈川県、静岡県、京都市、兵庫県、鳥根県、高知県	○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。
154	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることと、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層：月0～214,000円)。 本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層：月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層：月139,000円～487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れない。	214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
296	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	【支障事例】地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。【効果】所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	茨城町、京都市	○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	
155	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることと、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校等就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における交付事務の取扱いに差異が生じる)。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、青森県、鳥取県、大牟田市、長崎県、大村市	○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付額を支給に際して活用することができる。 ○就学支援金事務及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に依りて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている。提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりで負担が生じている。 マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。
297	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求める場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【効果】所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	京都府、京都市、加古川市、鳥取県、大村市、大分県	○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14項に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 ①(準ずる法定事務)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 [独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。 ②(準ずる法定事務)児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額 [独自利用事務]子どもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。 ③(準ずる法定事務)児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況 [独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。 ④(準ずる法定事務)児童手当法による児童手当の支給に関する事務:準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。 [独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 [準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目 [独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 ○具体的な支障事例について、必要となる情報を以下のとおり追加する。 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免、課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。 ○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。	
177	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関するものを「参酌すべき基準」に見直し	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【再提案理由】平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10-H27.10 2,131人増)。このようななか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について「が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めると、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土に余裕がある地域と同じ面積が求められている。本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。	地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。 園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
178	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。	【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。 【支障事例】 ①利便性の高い駅前ビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3階以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	3階建ての建物はあまり好ましくないと考えられるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階に設置できることによって、施設整備が促進する。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合		
181	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業の補助要件の設定	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 【支障事例】 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたい、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置)部屋を保育用リフォームして、ベッド2台を配置し、診療室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特段の支障も生じていないことから 今後も活用が見込まれている。	人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進され地方における子育て環境の充実、女性の活躍促進に資する。	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	神奈川県、長野県、姫路市、福岡市	○病児保育事業の保育士配置はされているが今後、新たな保育士確保にあたっては困難な状況が想定される。 ○当町の病後児保育では定員の設定を2名までとしており、2名に対しては看護師1名までの対応でも可能ならば、保育士確保の面で費用の面で負担が減る。 ○市域が広く、実施施設が偏在しているため、サービスが利用しにくい空白地域がどうしてもできてしまう。 ○医療機関併設型の施設が市内に無く、既存の施設(児童養護施設・保育園が実施)の利用には、かかりつけ医の連絡票が必要なため、利用者や医療機関にとって手間がかかる。 ○病児・病後児保育事業の事業に踏み切れない理由のひとつとして、保育士確保が困難であるとの声があるため、有意義であると考え。 ○当市においても、利用児童に応じた保育士の確保に苦慮しており、施設から基準を緩和してほしいという意見が出されている。
219	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象になる旨明記すること。	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族にうつることが心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングをいづらく、県内の病児・病後児ファミリー・サポート・センターの事業展開が円滑に進まない状況にある。 病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を進めていくに当たっては、感染症対策は特に重要である。一方、子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象の記載は「実施に必要な経費」と曖昧であり、感染症対策に関する経費について対象経費となることが読み取れないことから、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れず、「仕事と子育ての両立」を病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を通じて推進していきたい県としても、理解を得ることに苦慮している。	病児・病後児ファミリー・サポート・センターに対する市町村の取組みが促進され、女性が働き続ける上での「最大の阻害要因」といわれている病児対応への課題が大きく解消される。	子ども・子育て支援交付金要綱第3条	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、堺市	倉敷市、鳴門市、北島町、藍住町	○病児・病後児ファミリー・サポート・センターについては、様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について運営及び利用者からの要望がある。子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象に記載されることによって事業の運営の円滑化が図れると考えている。 ○ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かりを行うため、運営者から感染症対策の強化についての強い要望が出ている。また、感染症に対して不安を抱えている提供会員も多いことから、事業展開が容易に進まない状況であるが、感染症対策は特に重要であると考え。一方、子ども・子育て支援交付金の交付対象は「実施に必要な経費」と曖昧な記載であるため、感染症対策に関する経費について交付対象であるかが読み取れず、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れていない。
220	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病後・病後児ファミリー・サポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けしてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げてしまっている。 このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員の方を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	病児・病後児ファミリー・サポート・センター提供会員による病児保育の対応を可能とすることで、現行の配置基準では対応できないような柔軟な人材手当による病児保育事業の安定的な運営につなげることができ、地方における安心できる子育て環境の確保に資する。	病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	長野県、鳴門市	○ファミリーサポートセンター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められている。 ファミリーサポートセンター病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和については、必要と考える。 病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施すると、利用料金や雇用形態などの運用面について、明確な基準を策定することが課題と考える。 ○保育士不足から、今後、本案件の支障が懸念されている。 そのため、提案内容に同意するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である、「保育の担い手確保」の要件も取り入れるべきと考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
196	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用を主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学金でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担を軽減を図る必要性が高い。
290	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末で情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告: 約127,000件 ・家賃減免: 約30,000件 ・入居決定: 約5,000件 ・同居承認: 約2,000件 ・地位承継: 約2,000件	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、神奈川県、愛媛県、大牟田市	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。 ○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。 その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告: 約22,000件 ・家賃減免: 約11,000件 ・入居決定: 約1,000件 ・同居承認: 約800件 ・地位承継: 約300件
299	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行向けのソフトウェアの開発は進められていない。管理代行に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会		
252	B 地方に対する規制緩和	その他	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の要因となっている。繁忙期の1月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記欄不足が頻繁に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができる。 マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。 窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のため制度改正が必要と考える。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第7条)第5項 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	内閣府、総務省	豊田市	いわき市、川越市、所沢市、橘川市、銚子市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、	○本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとって窓口での待ち時間増大の原因になっている。また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多発している。 本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。 通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出 ●H27年度 転入届出数 15,998件 転居届出数 7,686件 ●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在) 人口 410,033人 世帯 179,764世帯 世帯人口 2,28人 ●追記カード数 (15,998+7,686)×2.28 = 約54,000枚 ●1年に増加する時間 54,000枚×3分 = 2,700時間(348日分)＝職員1.5人分の業務量 ○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。 また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄が直ぐに埋まり再交付件数が多くなる。 税・社会保障の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたりないため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われ、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
										北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市	<p>マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等を含む場合は直ぐに埋まってしまう。シール等を貼ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。</p> <p>○当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月については、今年も追記事務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方に迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。</p> <p>○住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が5行しかなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに概ね2行を要する)すれば3回には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。</p> <p>通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。</p> <p>窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改正が必要と考える。</p> <p>○当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入力のほか、在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これにより、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。</p> <p>これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな原因となっている。また、増大した事務作業のための人員費も市区町村の大きな負担になっている。</p> <p>この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。</p> <p>①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類として利用できない。また、個人番号の確認については、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。</p> <p>②通知カードの追記事務は法定受任事務の対象外とされているため、全国の市区町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要なない事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。</p> <p>③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の空白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。</p> <p>○住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。</p> <p>また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入して切り取り、裁断を手作業で行っているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。</p> <p>○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して取り扱い、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。</p> <p>これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。</p> <p>また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。</p> <p>通知カードは本人確認書類としないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。</p> <p>○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。</p> <p>従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は、窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>当区においては、年間の転入者約44,000人(国外転入除く)、区内転居者約30,000人計74,000人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入・転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3～4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集まる。</p> <p>追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないか。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住民端末から、印刷し交付する方式で対応できないか。</p> <p>○通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が名称にもあり本人への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書が不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため、通知カードへの住所の裏書を廃止するよう要望する。</p> <p>実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、裏書を実施できないことが多い。そのため再来所を求めることの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の原因となっていることも併せてその裏書をしないことを切に要望するものである。</p>
218	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平常時においても本人同意や条例の特別の定めを要せずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	発災時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみ行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意の得られない方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができておらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時においても、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。	「災害に強いまちづくり」の実現が図られる	災害対策基本法第49条の11	内閣府	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県	千葉県、千葉県市、八王子市、阿波市、鹿住町、つるぎ町、愛媛県、大牟田市、延岡市、小林市	<p>○災害発生時に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合には、同意を得ることなく名簿情報を関係者へ情報提供できるが、事前の情報提供がないと災害発生時に避難支援等を円滑に行うことは困難である。</p> <p>また、避難行動要支援者の個別計画は、自主防災組織や自治会等の地域の方々の協力を得て作成することとなるが、要支援者名簿の外部提供を本人同意なしで可能とし、全ての避難行動要支援者の個別計画の作成を目指すことが望ましいと考える。</p> <p>○災害の状況によっては、発災後の名簿提供では迅速な避難行動支援活動がとれないことが懸念される。発災時に支援を行うためには、平常時からの対策が非常に重要であるが、支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。「本人が同意しない場合は、外部提供すべきでない」とされるケースがあり、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されず、全ての避難行動要支援者の個別計画の策定がすすまない。</p> <p>○要支援者を支援する町会・自治会や自主防災組織から、個人同意等がないと平常時から要支援者に係る情報を得られないことで、避難計画など支援対策を進まないとの意見・要望を多数受けている。</p> <p>○個別計画策定が進まない原因が、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されないことであると断言することはできないが、都内各区市町村における避難支援プラン(個別計画)の策定状況は、「平成27年度市区町村防災事業の現況」によると、避難行動要支援者625,862名の名簿掲載者に対して、16,125名の個別計画が策定されていない。</p> <p>○平常時においても、本人同意や条例の特別の定めを要せずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うことに同意する。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
232	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするともに、広域連合が申請した場合に、関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとすべしという取扱いを行わないこと。	地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすべしとされた。広域連合が処理する事務は、構成団体が処理権限を有する事務の一部を規約により広域連合に移管し、広域連合がその権限と責任のもと処理するものであり、各地方公共団体が実施権限を有し、連携を図りながら実施する広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なることから、両者を同一視すべきではなく、関西広域連合が交付金申請を行うことにより、構成関係府県市の申請枠に影響を及ぼすことは、当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。	関西広域連合は、既存の府県事務の連携という範疇を越え、都道府県とは別の特別地方公共団体として、先駆性を発揮した広域的な事業を展開している。このような団体は全国でも関西広域連合のみである。広域連合では、例えば、関西の強みである健康・医療分野において、イノベーション部局を所管する兵庫県が、関西の産学官を連携させ、健康長寿に向けた健康・医療の新たなしくみづくり、モデルの開発の実現を目指す関西健康・医療創生会議を設立(H27.7)した。同会議のもと、関西広域の共通課題として取り組むべきテーマごとに分科会を設置し、シンポジウムや産学官連携による調査研究等を行うことでビジネスイノベーションを実現し、新たなしごと創生につながるものである。当該事業などを広域連携事業として取り扱わず、5事業までの申請が認められれば、地方創生に資する大規模な事業が推進できる。	地方創生推進交付金制度要綱 平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いについて地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすべしとされている。本県においては、5事業の申請枠を活用することとしており、広域連合が広域連携事業として交付金申請することについて推進すべきとするもの、本県を含めた構成府県市の申請枠にまで影響を及ぼすことは本旨ではなく、本県のみならず構成府県市にも大きな支障を及ぼすこととなる。
243	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。	【広域的な視点での救助の必要性判断】 大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。 【適用が想定される災害】 南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。 ・関西広域連合においては、関西広域連合及び構成府県市や関係機関・団体等が、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、とるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」の策定、同プランに基づく具体的な活動手段を定めた「関西広域応援・受援実施要綱」の作成、さらには、大規模災害が発生した場合を想定した広域訓練の実施など、広域調整機能を発揮している。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合が、広域的な視点で検討・決定することにより、一定水準の救助内容が確保され、広域的に均衡のとれた救助を速やかに実現することができる。 【構成府県との役割分担】 関西広域連合：連合管内の救助水準の決定 構成府県：救助の実施	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○複数の府県を跨がる大規模広域災害の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあるため、関西広域連合が調整し、決定することが効果的である。
244	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	【国主導の復興推進】 阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあたっては、国主導の復興推進ではなく、地域主権の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。 大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組みへの転換が必要である。	被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興推進が実現する。	大規模災害からの復興に関する法律第7条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○大規模災害復興法で定められる復興対策方針の決定については復興対策本部に置かれた復興対策委員会から有識者あるいは関係地方公共団体の長から総理大臣が任命することとなっているが、被災都道府県知事、広域連合長の参加が義務付けられていない。被災地や被災地域の意見が反映された地域主体の復興基本方針を策定するためには、復興対策委員会にこれらの被災地からの委員を必ず任命し、地域主導の復興の体制づくりを行うべきである。
245	A 権限移譲	消防・防災・安全	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	【関西広域連合による復興方針の策定】 大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。 関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連たしている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では不十分で、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。 府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与するべきである。	・府県・政令市で構成する関西広域連合が復興方針を策定することにより、関西全体を見据えた復興の姿が迅速に示され、実現する。 【構成府県との役割分担】 関西広域連合：広域課題に基づく復興方針の策定 構成府県：上記以外にかかる復興方針の策定	大規模災害からの復興に関する法律第9条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○広範囲にわたる大規模災害が発生した場合の復興のため各府県単独で復興方針を策定することは、府県間の連携が考慮されておらず、復興の支障となり得ると考える。効率的な復興のためには関西広域連合が司令塔となり府県を超えた長期的に渡る広域的な調整を行い、復興計画を策定するべき。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
265	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所に限られていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探するなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままで、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。	外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項	内閣府、厚生労働省	特別区長会	いわき市、神奈川県、高知県	○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほか、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入の制限の緩和には賛成である。
266	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」)の一つの要因が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受け入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受け入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都市部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できず、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別地域型保育、特別地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣告示第49号)第1条第30号及び別表第2	内閣府、厚生労働省	特別区長会	文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八王子市、大分市	○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できない施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受け入れをすることができないことである。5年間以内に改善される見込みは立っておらず、改正が望ましい。 ○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。 ○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。 ○3歳未満児の待機児童解消に向けて、小規模保育所3箇所の新設や家庭的保育事業者の定員拡大を進めている。この連携先として、幼稚園の認定こども園への移行により3歳以上の保育が必要な幼児(2号認定)の受け入れをお願いしているところだが、幼稚園の動きも鈍く、計画期間内に連携園を確保することが困難な状況になっている。 ○本市においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)のうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携施設がされるのは難しいと考えられる。 ○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員派遣を余る余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、経過措置を「当分の間」とする必要性がある。 ○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、経過措置期間を「当分の間」とし、延長することを要望するものである。
276	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体が撤去・保管できるよう「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。以下「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動を行うことも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	柏市、寝屋川市、伊丹市、徳島県	○自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種まで撤去対象とすることで、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 ○本市の自転車等放置禁止条例により道路、自転車等駐車場に設置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車(撤去保管することができる排気量50ccを超える自転車は撤去することができず)が撤去できない。改正50cc超の2輪車が自転車等駐車場に設置されて撤去できず、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。 ○本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締りを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管返還所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であると考えられる。 ○本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 ○本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながる場合がある。
283	B 地方に対する規制緩和	その他	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。	地方税法	内閣府、総務省	神奈川県	青森県、埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県	○本市においても、平成25年12月に「県条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開催中の平成26年6月定例会に提案している。提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようとする。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながる場合がある。 ○本県でも、NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようとする。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながる場合がある。

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
26	B 地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲り受けの許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集約かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、県独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなっている。短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。4月から5月はごんじが産前産後、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じること、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、産前産後の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 【支障事例】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が必要となっている。このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。
67	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	風俗営業等の営業所設置に対する規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第3号に規定する「良好な風俗環境を保全するために必要な最小限度のもの」の内容について、風俗営業等の営業所が「良好な風俗環境を保全する施設」より先に営業許可を得て営業している地域について、風俗営業等の営業所の設置を制限しないよう明記することで規制緩和を図られた。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規制により、風俗営業等の営業所が設置当初は設置が制限される地域内になかったものの、設置後に「その周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設」が当該地域内に設立されたことにより、既存の営業所が閉鎖し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の事業所を建替える際の許可申請ができなくなるという事態が生じている。 具体的には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号「営業所が都道府県の条例で定める地域内にあるときは、許可をしてはならない。」の規定を受けて東京都が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第2号に「風俗営業法に係る営業所の設置を特に制限する地域として児童福祉施設の敷地から周囲100m以内の地域(ただし、東京都公安委員会規則で定める地域に該当する区域(商業地域においては50m以上の区域)を除く)と定めている。このことにより、駅周辺地区の認可保育所の開設や認証保育所の認可への移行の際に、周囲の既存の風俗営業等の営業所が閉鎖し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の営業所を建替える際の許可申請ができなくなることから、当該事業者の反対に遭い、認可保育所の開設や認証保育所の認可移行に支障をきたしている。 特に、現在、国が保育定員の受け皿拡大のため待機児童解消緊急対策として主要事業に掲げている「認可外保育施設等の認可移行支援」を実施するうえで、駅前周辺に多数設置している認可外保育施設の認可移行に支障が生じている。	利便性の高い駅前地区での認可保育所の開設及び認証保育所の認可移行が可能となり、駅前地区の保育定員の拡充により、待機児童の効率的な解消といった効果も期待できる。	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条・第4条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第6条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(都条例) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則(都規則)	警察庁	三鷹市		
88	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、印章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め印章・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数だけの届出とする。	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でない印章・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】 事前届出済の車両であっても、災害発生後の印章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に印章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。 栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に印章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	事前届出の段階で、予め印章・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害直後における確認申請に係る事務負担を軽減できるばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。 同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数だけの届出で印章及び証明書を交付するよう見直すことで、使用者及び確認者双方にとって事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が軽減され、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	茂原市、江戸川区、八尾市	○災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。 ○当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制がかかるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならない状況が発生する。事前届出の段階で、印章・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。 また、救護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で印章及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。
90	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路交通法施行令第13条1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と速やかに情報交換・調整を開始して被害を最小限とするため、道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車」を新たに加えること。	現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことができず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 地方公共団体においては、国民保護法及び国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について(平成19年内閣官房)に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所に設置することが推奨されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えているところである。 しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地により早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の先導を受け現地向かう方法をとらざるを得ない状況である。このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時機に適合した調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	緊急事態知覚後、消防・警察などが現地において、一連の緊急的措置を行っている段階において、使用が認められた「緊急自動車」によって市の調整要員が迅速に現地に到着することで、各機関からより正確で最新の情報を入手することが可能となる。 また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等では、必要と認められる地域の住民に対し、退避をすべき旨の指示や、第114条で定める警戒区域の設定では、当該警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は警戒区域からの退去を命じることができることとなっていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、市としての指示を早期決定することが可能となり、市民の被害を最小限にとどめることができる。	道路交通法施行令第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第35条1項	内閣官房、警察庁	さいたま市	日高市、千葉県、茨城県、埼玉県、徳島県、愛媛県	○現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことができず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等や、第114条で定める警戒区域の設定は、都道府県知事も指示を行うことができることとされていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、県としての指示を早期決定することが可能となり、県民の被害を最小限にとどめることができる。 ○方がテロ事案等が発生した場合、県としては、迅速かつ的確な初動対応のため、現地調整所の設置の有無に関わらず現地方面(警察や消防の現地指揮所等)に職員を派遣し、情報収集や現地における関係機関との調整を行うこととなるが、緊急自動車の指定により、目的地までの到着時間が短縮されると考えられる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
203	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路の規制標示補修(塗直し)について	道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	緊急を要すると認められる場合等、都道府県公安委員会と道路管理者が協議の上、道路管理者が自発的に規制標示の補修(塗直し)ができる措置を講じることで、迅速な対応が可能となるため、安全の確保、交通事故の抑止などにつながる。	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の2	警察庁、総務省	厚木市	大田原市、茂原市、松本市、豊田市、徳島県、久留米市	○当市でも同様に、補修が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考えられる。 ○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。 ○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内で行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。 そのため、補修が必要な箇所全てに対応できていない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による補修が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。 分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施行時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応が一体的に行うことができない。 ○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。 ○分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施行時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。
251	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行えるようにする規制緩和	規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・「止まれ」等)については、道路交通法、地方財政法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。))に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している。市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	市内では修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会との協議により道路管理者が自発的に規制標示の修繕を可能とすることにより、交差点における一体的な交通安全対策による安全性の向上効果が期待できる。	道路交通法第四条第一項 地方財政法第二十八条の二 道路標示に関する命令	警察庁、総務省	豊田市	大田原市、茂原市、松本市、豊田市、徳島県、久留米市	○当市でも同様に、補修が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考えられる。 ○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。 ○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内で行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。 そのため、補修が必要な箇所全てに対応できていない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による補修が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。 分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施行時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応が一体的に行うことができない。 ○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。 ○分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施行時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。
264	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最過でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前繁华街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	指定都市市長会	新宿区	○本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われない計画が見られる。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。 ○繁华街、商店街、幹線道路に囲まれたエリアにおける駐車場の出入口位置は、現行法に基づく安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。
276	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体が「撤去・保管できるよう」自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の改正を求める。	【提案の背景】駅前周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路運送車両法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が自立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動を行うことも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	柏市、塚原市、伊丹市、徳島県	○自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象とすることで、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 ○本市の自転車等放置禁止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができるが排気量50ccを超える2輪車は撤去することができなく苦慮している。以前50cc超の2輪車が自転車等駐車場に放置されて撤去できなく、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。 ○本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締りを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管運送所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であると考えられる。 ○本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 ○本区では、駅前周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。しほば、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路運送車両法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。

個人情報保護委員会(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
45	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健康発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	埼玉県	新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市	○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異常を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めに締結し、現在もなお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないもので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。 ○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。 このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあつては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができることに資する。
154	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする。	【制度の概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることに、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。その上で、情報連携(行外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として行外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に因る低所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、行外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるとともに、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、行外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		
296	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	【効果】所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	茨城町、京都市、生駒市	○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。
155	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることに、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。その上で、情報連携(行外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱いに差異が生じる)	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、青森県、鳥取県、大牟田市、長崎県、大村市	○別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関係情報取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付額を未然に防ぐことができる。 ○就学支援金事務及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書ももらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報入手可能にしてほしい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書も提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりで負担が生じている。 マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
297	B 地方に対する 規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 具体的な支障事例1 [準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 [独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要 具体的な支障事例2 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。 [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県	○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14項に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 ①[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務;総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 [独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。 ②[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務;市町村民税所得割額 [独自利用事務]子どもの医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。 ③[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務;控除額、扶養状況 [独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。 ○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額しか照会できない。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 [独自利用事務]就学援助事務;所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。 [準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務;市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目 [独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務;総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 ○具体的な支障事例について、必要となる情報を以下のとおり追加する。 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。 ○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。
196	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学金でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担を軽減を図る必要性が高い。

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
1	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるよう運用を改められたい。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば「持ち出し」の状況となった。	左記の具体的な措置をとることにより、不足分の追加交付要望を見送る自治体が無くなり、地財法第10条の4の趣旨が達成される。	指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱 (参考) 国政選挙の執行経費に関しても、調整費を請求できなかったことによる不足分を一般財源で賄う自治体が見られる状況が生じていた。 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正法が4月6日に成立し、経費の充実に資すること ・調整費の請求に関し弾力的な運用に改める方針が、制度所管の総務省(自治行政局選挙部管理課)から示されたこと の2点により、一定程度状況が改善されている。	総務省	全国市長会	神戸市、八王子市、三浦市、新倉市、長野市、長野市、伊豆の国市、平田市、期川市、津市、茨木市、羽曳野市、鳥取市、徳島市、愛媛市、北九州市、大田市、五島市、豊前市、大分市、宮崎県、延岡市	○従前の追加交付要望の日程では、以下の支障が生じていた。 ・国勢調査の執行経費不足額の追加交付要望時期は、調査業務(調査期10月1日)を行っている途中であり、確定した経費での追加要望ができなかった。 ・調査業務を行っている時期(調査期10月1日)と執行経費不足額算定の時期が同時期であり、事務の継続が生じていた。 提案内容が実現すれば、年度末に調査執行経費を確定させた上で追加要望が行えるほか、調査業務を行っている時期(10月1日)前後に調査業務に専念できる点、メリットが大きい。 ○本市では平成27年国勢調査において委託費の不足のため約6,000千円を一般財源から負担した。 ○統計法で定められている基幹統計調査は、国からの法定受託事務として、都を過ぎて市に委託されるが、平成27年度の国勢調査において、約2千円もの不足が生じ、市の一般財源で対応することとなった。 ○国の法定受託事務である国勢調査に係る必要経費は、全額、交付金として配分されるべきである。 ○本市においても、平成27年国勢調査の執行経費を委託金で賄いきず、約3,600千円の不足が生じたため一般財源の持ち出しが生じた。 地財法第10条の4の趣旨に鑑み、制度改正を要望する。 ○具体的な支障事例でもある通り、委託金の追加交付要望の締切が11月だったため、不足分の試算が立てられないことに加え、調査業務の繁忙期であったことから担当職員が詳細を確認する時間も十分にあったとは言い難い。 結局、当市も一般財源から約28万円を持ち出すこととなった。
11	B 地方に対する規制緩和	その他	地方自治法第171条第4項に規定する告示手続きの廃止	地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止	・住民等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のために左記手続きにより関係職員を各現場により任命している。 ・しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	・毎年度実施することとされている本事務が廃止されれば、行政の効率化に繋がるものと考ええる。	地方自治法第171条第4項	総務省	今金町	西尾市、六安市	○年度末、年度初めは職員の異動や旧年度、新年度の事務処理が重なるため、提案と同様に、少ない人数で告示事務を行うことは、事務負担となっている。
22	B 地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に「学校の耐震化及び大規模改造」を進めてきた。こうした耐震化や老朽化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組と見做している。 一方、急速に進展する人口減少・少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組が喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、身体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改造を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年度から、市内の看護師養成施設4校に統合し、市内の看護専門学校(高岡市看護師養成所)を統合する構想が検討され、平成29年4月に高岡市看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の部分(廃却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石境)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事等と併行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改造を実施した。一方、児童数の減少を背景とする本市では、平成27年度は月定額の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や専科授業等の問題の解決に関する統合校の新設に向けて関係地区との協議を実施している。これを受け、上記3校の部分(廃却又は部分廃却若しくは学校以外の活用途を想定)を検討していく状況にある。	学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。	総務所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省、文部科学省	高岡市	旭川市、鹿角市、郡山市、山形市、いわば市、西宮市、八王子市、森宮市、市、西尾市、川崎市、高知市、長崎県	○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強事業を実施した学校において、児童数の減少により授業室を余剰となっていることから、地域からの要望を受け、市内の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに義務教育学校(を整備する事業)に取り組みしているとある。 統合後に廃校となる予定の5つの小学校においては、廃校後の有効活用を調べていきたいと考えているが、耐震補強事業を実施した校舎及び屋内運動場では、耐震部分時における補助事業からの経過年数が10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、短期間経過となることとなる。 ○子どもたちにとってより望ましい教育環境を維持・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に大規模改造を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を徹底させるため、学校施設適正化や学校施設地域の公共施設の複合化・多機能化の視点などを考慮し、再編・統合の再編・統合の再編・統合が必要である。 現状では、本市において、国庫補助金完了後10年未満で大規模改造を行うべきの学校を数校特定しており、更に、急激に変化する社会状況下では、計画的に事業を実施したとしても、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。
32	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが構築されており、都では個人事業税の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されなかったため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されなかったため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることと事務の効率化が図られるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。	所得税申告書等の地方団体への電子の送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務省第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	東京都	北海道、空知県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、群馬県、千葉県、久留米市、筑前市、延岡市、沖縄県	○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税は発生している。納税者からの問合せがない把握できない状況であり、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野								支障事例	
										団体名	支障事例
70	B 地方に対する規制緩和	その他	私人への徴収・収納委託が可能に職入範囲の拡大	地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる職入に、貸付金の延滞利息を加える。	県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の借入金について「私人に委託することを可能とする方向で検討」するとされている。 高等学校受入金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利息の一元的な債権管理が困難となっている。また、債権者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。	元利償還金と延滞利息を一括して民間に委託することで、業務の効率化の度合いが高まり、元本と延滞利息の一元的な債権管理が可能となる。また、債権者にとっては、請求元(返済先)が一括化し、円滑な徴収につながる。	地方自治法施行令第158条第1項	総務省	静岡県	〇本県でもサービスに回収委託している貸付金あり。サービスが貸付金元金、債権延滞利息を回収している。貸付金の場合、元金と延滞利息について債権管理上の扱いに違いはなく、延滞利息だけでも未納が残り回収または債権放棄等を実施する必要がある。 延滞利息を含めた委託が可能となれば、より効率的な債権回収が可能となり、元金が納められた後に延滞利息の回収となりやすくなる。 〇父子子孫継承財産資金貸付金の債権回収において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社へ、(「サービス」といふ)を外都委託していることであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、借入金と委託の対象であることから、元金はサービス、延滞利息は県で回収しようとする二元的な管理をせざるを得ない状況に陥っている。 また、他の貸付金債権についてもサービスへの委託を検討しやすくなる。 これは、債権者にとっても返済金の種類により請求元と返済先が異なるという混乱の原因となるため、償還元金及び借入金の一元的な回収は、債権者・借入者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収業務の向上が期待できる。 また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、借入金が発生している母子父子孫継承財産資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。 【制度改正の必要性】 当県では、農政改良基金貸付金(無利子)の未収金(元金)について、一部債権回収管理会社へ回収を委託している。しかし、自治体の借入の徴収又は収納の私人への委託については、地方自治法施行令においては借入金とは対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になり、また、借入者にとっては、返済先が異なることから、混乱の原因となることが懸念される。	
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が施行する場合(施行委任事業)の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行する場合(施行委任事業)の会計法の見直し	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受託する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を適用することとしている。一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を委任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を及ぼしている。 【支障事例】 本県では職員対象額1億円以上の工事について低入札価格調整制度を実施している。今年度は予定箇所が3箇所あり、うち1箇所は1億円の工事であるが、施行委任で3ヶ所、低入札価格調整制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調整を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあると認められる場合は、審査委員会に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調整制度でも契約までに1〜2か月程度差が生じる。)審査委員会も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督官の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が増える。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じている。 【効果】 過去に同事業を委任した19都道府県308件の契約において会計検査から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札、契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。	「会計法第29条の6第1項、第48条第2項・予算決算及び会計令79条、85条」 「地方自治法施行令167条の10第2項」 「国立公園等整備事業実施要領」 「国立公園等整備事業取扱要領」 「工事請負契約に係る予算決算及び会計令第55条の基準の取扱いについて(改正)平成27年10月1日環境省発1510014号」	総務省、財務省、環境省	島根県、中国地方知事会	岐阜県	〇【支障事例】 本県では、低入札価格調整制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。しかし、国庫(施行委任)事業では、契約予定価格が1,000万円を超えれば建設工事は、低入札価格制度を適用することとなっている。低入札価格調整基準を下げた場合、資料作成、事情聴取、契約審査の審査に係る事務手続きが必須となる。 平成25〜27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事例に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。 また、県の入札制に関する場合は最低制限価格を下回らなくなる事業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うこと入札者の混乱が生じている。 〇【支障事例】 本県では、低入札の工事、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調整制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は1,000万円以上のものについて低入札価格調整の適用となる。 また、国庫(施行委任)事業を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあると認められる場合は、審査委員会に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調整制度で契約までに1か月程度を超過する。)事業者側にも資料提出が求められるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の所管配置が必要となるなど、県、事業者とも負担が増える。 また、県の入札事務で行われている、予定価格の事前公表ができないことから、予定価格をばらばらとするような不正な動きが危惧されることや、最低制限価格の設定ができないことから実効的なダンピングの防止ができないといった支障が生じているとされている。
105	B 地方に対する規制緩和	その他	再任用制度の緩和	他自治体において退職した職員を本市で再任用することができるように求める。	本市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地教行政法第40条などの方法により、本市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻ることが多いため、本市では、そのような人材の中から、本市の実情をよく理解している職員を、再任用し、活用できるように考えている。 しかしながら、現行の地方公務員法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等に限られており、本市の適切な人材確保に支障をきたしている。 具体的には、県との人事交流により本市の市立高等学校で勤務していた教職員を、定年退職後に再任用することを検討しているが、退職時、当該職員は県職員である場合には、本市で再任用することができない。また、群馬県、千葉県にある小中学生対象の市立宿泊体験学習施設に、本市の実情に精通し、当該宿泊体験学習施設の地域の状況を熟知した他自治体で退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができる職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限られているため、適切な人材確保に支障をきたしている。	本市の実情をよく理解する他自治体で退職した教職員を本市で再任用することで、優秀な人材を広く募ることが可能となり、業務の質の向上を図ることができる。また、宿泊体験施設に本市において管理確保等の経験を有する者や現地の職員を再任用することで、児童生徒の安全確保などに効果が期待できるなど、高い費用対効果が期待できる。	地方公務員法第28条の4	総務省	川口市	茨城県、市内市	〇当県においても、他自治体の職員を再任用職員として任用しうよう検討したが、任用ができなかった事例がある。具体的には、生涯指導経験や指導事例に対して、経験豊富な小学校教員定年退職者(市町村職員)を再任用職員として、子ども相談センター等に配置を計画した事例があり、再任用を計画したものの、経験者の配置により、当該職員が培ってきた経験やノウハウを活用し、県への相談支援、若手職員への教育訓練、及び組織全体のマネジメント等を期待していたことである。 結果的に、再任用職員として任用せず、特別職非常勤職員として任用した。 再任用制度の趣旨を踏まえ、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を幅広い領域で最大限活用する環境を整備することは、県民サービスの向上につながるため、制度改正が望まれる。
106	B 地方に対する規制緩和	その他	連携中核都市圏構想の推進	現行の連携中核都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中核都市」の要件として、三大都市圏の都市も対象とするよう要件の緩和を提案する。 意欲ある地域を応援するため、三大都市圏内の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも連携中核都市圏に位置づけられるよう要綱改正を提案するものである。	連携中核都市圏構想推進要綱では、相場の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集約・強化及び生活圏域機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活かなる社会を構築する旨の意向を込めて定められている。 本要綱では、連携中核都市圏の対象を、その目的の中で主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の圏域内であっても指定都市や特別区から時間距離が短縮されている中核都市・中核市、必要範囲人口比率が概ね1以上、③指定都市や特別区との居住距離(米浜、を対象と位置付けられている。 このようにして三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、三大都市圏の圏域内であっても、人口減少・少子高齢化社会において一定の行政サービスを維持するためには、近隣自治体との広域連携を進め、効率的・効果的な行政運営を行う必要がある。三大都市圏内においても、都市圏内区域や整備圏等を中心とする様々な人口規模の自治体が存在する状況を踏まえれば、三大都市圏の区域外と同様に中核都市を中心とした一定の圏域の形成が可能と考えられる。 それに加えて、三大都市圏の都市の中で、現状、本要綱の要件に当てはまるものはごく限られており、実質的には三大都市圏の各都市は本要綱の活用を希望していてもできない状況にある。 特に東京圏にあっては都心(東京23区)に集積人口が集中することで、圏域人口が少なからず増加している。都市圏内区域や整備圏等を中心とする様々な人口規模の自治体が存在していることから、「指定都市からの時間距離が短縮されている」「昼間人口比率概ね1以上」という要件は非常に厳しい基準であると考えられる。	三大都市圏の圏域内においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。三大都市圏内にある人口20万以上の市の中核市移行も、地方分権が進展される。さらには、第30次地方制度調査会の答申の中で「三大都市圏内においては、水準的・相互補完的、双務的な広域連携の取り組みが進んでいない」という点が指摘されているが、その課題解決に寄与するものと考えられる。	連携中核都市圏構想推進要綱(平成28年4月1日付総務省第31号)	総務省	茅ヶ崎市	小田原市	〇要綱(第1)において構想の対象地域については、「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の圏域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当短縮されている自立した圏域を形成している地域を対象として推進」としている。 圏域内、中核・中核市移行を含む。各都市圏の中心より最も圏域(概ね70km圏)がある中で、候補地として、本市と同じ施行時特例市であるA市は80km圏、B市は70km圏圏域内となっている。 さらに、本市への通勤圏域10km圏は周辺「市町村」(未定)を含め圏域人口約36万人であり、首都圏にありながらも自立した圏域を形成している。圏域10km圏圏域内には、110km圏圏域内、60km圏圏域内、40km圏圏域内があり、今後は現状以上に中心市で都市の支えが必要となることと想定される。 本市が所在する裾野西部地域の未来は、正に地方であり、一部地域を除いては三大都市圏内でも地方でも圏域の振興を促しているとは明白であり、権限を必要とする実施が望ましく、地方圏内三大都市圏圏域ではなく、実効的・反響すべきであることから、三大都市圏内の都市であっても、その連携・中核性等の実現に連携中核都市圏に位置づけられるよう要綱改正が必要であると感じている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
110	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求があった際の地方自治法に基づき「議会への諮問手続の簡素化	地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(督促など)、第238条の第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の第2項(職員・賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された管理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。	本市では、市長がした督促処分の取消しを求めた審査請求が提出された。通常であれば、地方自治法及び行政不服審査法を踏まえ、議事録を踏まえて、裁決案等を示して議会に諮問するところであるが、本件審査請求は、審査の前提となる督促処分を既に処分自らで職権で取り消していることから、もはや審査請求人の請求の利益がなくなるに至っており、その余の点を管理するまでもなく不法法として却下される予定である。この点につき、新行政不服審査法が、審査請求を不法法として却下する場合には第三者機関への諮問等を省略できる旨の規定を置いていることから、地方自治法に基づく議会への諮問手続についても省略できるかどうかを総務省に確認したが、当該議会への諮問手続は、審査請求を却下する場合でも必要との回答であった。したがって、本市議会では、諮問の日から20日以内に、委員会等で会議により審査し、さらに本会議で意見の表決をすることとなるが、本件審査請求のような場合には、実質的な審査を要する部分がないにもかかわらず、議会事務局や執行機関では、各会議の開催のための手続や議員の日程調整のほか、関係資料の作成のための事務処理に時間と経費をかけて、いわば形骸化した議会手続を消化せざるを得ない。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくて、当該議会手続が終わるのを待たなければならない。	明らかに不適法な審査請求の場合には、期間短縮による利便性の向上や事務効率の向上などで、住民、地方議会、自治体の執行機関にとって相当の利益がある。なお、手続を簡略化したとしても、地方自治法で定められた本件諮問制度の趣旨を没却させるものとはいえない。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第1項、第244条の4第2項、行政不服審査法第9条、第24条、第43条	総務省	松山市	香日節市、日高市、宇部市、延岡市	—	支障事例
131	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に関する手続の簡略化	地方独立行政法人法(以下、「法」といふ)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に関する手続の簡略化	【制度改正の必要性】 本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」といふ)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条の「条例で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産も法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていることから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後とも同様の処分が発生するに考えられ、この場合、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更をするためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きをすることとなり、円滑な業務運営の支障となっている。 【支障事例】 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。	【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループに対して1棟(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の安楽に備えて宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能・用途は住宅と同様と思われる。これは国内外からの誘客増加、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。	地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条第3号、地方独立行政法人法施行令第2条第2号(平成26年10月17日付け総経第2号)	総務省	青森県	鳥取県、広島県	〇平成27年10月に地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(食品開発研究所実務棟)の建物の一部を除却する際に、地法第8条第2項の規定により定款の変更手続きが必要となり、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きとなった。 【支障事例】 本県が設立した地方独立行政法人加治川市民病院機構は、平成26年6月末まで2病院体制で運営していたが、平成28年7月に両病院を統合した新病院の開設に伴い、現物出資した財産を市に返還し、今後は市が主体となり公共活用及び民間活用する予定である。これに伴い、平成28年1月議会で「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」の処分のほか、「定款変更」についても議決を待たなくてはならない。今後の長期活用(売却)を見越して平成27年度に土地の確定測量を行った結果、面積修正が生じたところである。当該修正が法第8条第2項第2号で定める軽微なものとして容認されることが議論となった。厳密には今回の面積修正に軽微なものに当たらないが、当該測量が今後の民間売却に関する一環の行為であり、別途認可が必要ないというところで調整したところである。今回議決の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たるとは考えられず、定款変更の効力も期待できる。定款変更の修正についても軽微なものとして法令に明確に規定することで、定款変更事務の効率化が期待できる。	
200	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和)	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など人数の1棟(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制を緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標識の設置 (4)防災物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家を持つ能力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。	(1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第10条 (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第21条 (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (4)消防法第8条の3、消防法施行令第4条の2	総務省	広島県	鹿角市、延岡市	—	支障事例	
203	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路の規制標示補修(塗直し)について	道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来る状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故の直接の原因関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が湧いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が湧いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	緊急を要すると認められる場合等、都道府県公安委員会と道路管理者との協議の上、道路管理者が自発的に規制標示の補修(塗直し)ができる措置を講じること、迅速な対応が可能となるため、安全の確保、交通事故の抑止につながることがある。	道路交通法第4条第1項、地方財政法第28条の2	警察庁、総務省	厚木市	大田原市、茂原市、松本市、豊田市、群馬県、久米市	〇本市でも同様に、補修が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所改善が可能であると考える。〇本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が鮮明な状態について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。〇都道府県公安委員会において「設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警察の範囲内において行っているため、その範囲を拡大して補修を行っている。そのため、補修が必要な箇所全てに対応できていない現状であり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による補修が可能となれば、より適切な交通安全施設のインフラ対応が可能となる。〇本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながることを考えられる。〇横断歩道・一時停止線、停止誘導標、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導標、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野								団体名	支障事例		
251	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行うようにする規制緩和	規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・止まれ)については、道路交差点、地方自治法及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。)に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している。市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期閉修繕されない場合が多い。	市内では修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会との協議により道路管理者が自発的に規制標示の修繕を可能とすることにより、交差点における一体的な交通安全対策による安全性の向上効果が期待できる。	道路交通法第四十四条第一項 地方財政法第二十八条の二 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	警察庁、総務省	豊田市	<p>○市道でも同様、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいので、市が修繕を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考え。</p> <p>○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に修繕の依頼を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。</p> <p>○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内において行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。</p> <p>そのため、修繕が必要な箇所全てに対応できない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。</p> <p>○本県においても、補修事業者等から標識の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。</p> <p>○分譲地一帯を修繕(停止線、停止標識線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止標識線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。</p>		
193	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更手続の弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所的位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスターステージズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の3	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県、和歌山県、鳥取県	-	-	
234	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続の撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所的位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスターステージズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の3	総務省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	-	-
235	B	地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限られていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に申し知るの権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を要請することのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限られているため、国からの事務移譲がとれないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請に当たり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても条例による事務処理特例制度とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務節約化による効果が得られる。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
268	B 地方に対する規制緩和	その他	郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大	郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大するよう関係法令を改正すること	介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なし」は日常生活を営むことが困難な状態として、具体的には、「寝廻り・固定での立位・移乗・移動・整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同様に、介護なしでは移動が困難な状態の方が多いため、	平成26年度末現在で、本区においては要介護5の認定者は852人、要介護4の認定者は1,064人いる。高齢化の進展に伴い、今後本区のみならず全国的に重度の要介護者は増加していくことが予想される。郵便等による不在者投票を「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思があっても、投票所に行くことができない区民の選挙権行使の確保につながる可能性がある。	公職選挙法第49条第2項、同施行令第59条の2	総務省	特別区長会	○本市では平成27年度末現在で、要介護5の認定者数は、941人、要介護4の認定者数は、1,139人となっており、また、高齢者世帯も年々増加している。 郵便等による不在者投票は、平成16年3月1日に対象者の見直しが行われ、「要介護5」の方が郵便等による不在者投票ができるようになったが、対象者の見直しから10年以上が経過し、少子高齢社会を迎える中で、現行制度では対象外となっている、介護なしでは投票所に行くことが困難な「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思のある選挙人の選挙権行使の確保が図れる。 ○の認定については、「要介護5」から「要介護4」に認定が変更される例も見られ、従来利用できていた本制度が利用できなくなる。その場合、実質的に当該選挙人の選挙権行使の機会が失われることとなり、当区においても、過去に本人や家族などからの苦情につながったケースもあった。 また、「要介護4」からの本制度の利用を促せる声も聞かれる等も見られる現状がある。 ○平成26年度末現在で、本用においては要介護5の認定者は285人、要介護4の認定者は316人いる。本市は合併により市域が拡大し、旧村域においては投票所までの距離が遠いため、郵便投票の範囲の拡大は住民の利便性の向上につながると思われる。 ○要介護4の介護状態は、「重度の介護を必要とし、立ち上がりや歩行などの動作、居室の掃除や排溺などの身の回りのことがほとんどできない」とされており、ほとんどの方が介助なしでは投票所へ行くことが困難である。 本市において、平成26年度末現在で、要介護5の認定者は300人、要介護4の認定者は423人いる。さらに、高齢者人口の増加及び要介護者の認定率の上昇から、要介護者は今後も増加していく見込みである。 郵便等による不在者投票ができる者(「要介護4」まで拡大することにより、身体的な理由で投票所に行くことができない有権者の投票の機会を確保し、投票環境の向上につながる)が確保できる。	
101	B 地方に対する規制緩和	その他	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしたい。	平成26年度から27年度にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とする、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多い。これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうならば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。	現在、市民の中には片道60kmを超える道のりとなっている者もいるが、市役所を取り扱うことができれば、30km程度に抑えられ、大幅に利便性が向上する。また、市が行うことにより、人員費が抑えられ、財政面においても国の負担は減ると考えられる。さらに、市の窓口で証明発行が可能となれば、他業務とのワンストップサービスが可能となり、市民と一体となった行政運営がさらに発展する。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第3条第3項	総務省、法務省	新見市	-	-
270	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にする。その取扱いの見直し・拡大を検討すること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託にあり、委託可能な業務の範囲は各庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に係る定型の入力、押印に関して公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分と該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。	自治体職員が行わなければならない業務と、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲が明確になることで、適切な役割分担に基づいた、効率的な業務運営が可能となる。	戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日付法務省第一号317号 法務省民事局長第一課長通知)	総務省、法務省	特別区長会	小山市、安曇野市、津市、久富市、五島市	○戸籍業務に関しては「審査入力確定ボタン」の押下「証明書の条件確認」等、あらゆる業務において、部分的に自治体職員が関与すべきとされている。当市においては、民間事業者への委託は検討中の段階であるが、こうした拘束のために、戸籍業務の委託は実務上難しく考えている状況がある。自治体職員と民間事業者の業務分限を、現実的かつ効率的に切り分けられるレベルでの指針が示されなければ、民間事業者への委託は実質的に困難と言わざるを得ない。
271	B 地方に対する規制緩和	その他	窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討	窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体的な実務に関する整理を行い、必要な措置を講ずること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進している。 現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、委託者が自治体職員と作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる(「偽装請負」と見なされる)こととなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、委託者の従業員と自治体職員との、迅速な意思伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。	「偽装請負」に当たらない形で、自治体職員と委託者の迅速な意思伝達が行われることにより、効率的な業務運営が可能となる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	総務省、厚生労働省	特別区長会	小山市、柏市、安曇野市、津市、五島市	-

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野								団体名	支障事例
196	日 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用を主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が実施して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とする。番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の受益者等)が当該奨学金事業の受益者等を行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事業等を執行する目的で県が出現しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、宮城県、岡山県、広島県	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校卒業までマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報連携が困難である。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報連携が困難である。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報連携が困難である。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報連携が困難である。
252	日 地方に対する規制緩和	その他	法令及び事務処理要領に定める通知カードの廃止事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外に住所変更追記事務の住所変更追記事務の廃止	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記は必要に改正する。(事務処理要領の改正)	住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記作業が頻発して発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となり、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができると考えられる。 また、マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。 窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のため制度改正が必要と考える。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第1条第5項)通知カード及び個人番号カードの交付等に関する法律(第2条第2項)	内閣府、総務省	豊田市	いわき市、川崎市、所沢市、横浜市、岐阜市、相模市、八王子市、新宿区、文京区、板橋区、川崎市、松本市、東海市、広島市、津市、大宮市、高槻市、広島市、宇都宮市、下松市、山陽小野田市、八幡平市、北九州市、松本市、久留米市、大分市、中津市	○本市は、東側に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受け付けている。通知カードとマイナンバーカードの両方を持つ住民の増加に伴って、通知カードの記載が区町村事務に追加されたことで、作業量及びその所要時間が大変な負担となり、住民に待ち時間の増加の要因となっている。また、窓口対応に要する時間が増えたとともに、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多くなっている。 ○本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約11、5人分の作業量が削減となり、単純に増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。 ●H27年度 転入届出数 15,999件 転居届出数 7,886件 ●住民基本台帳人口・世帯数(H28年03月31日現在) 人口 410,033人 世帯 179,754世帯 世帯人口 2,28人 ●通知カード数 15,998枚(686)×2,28 = 約54,000枚 ●1件あたり追記時間 約3分 ●1年に増加する時間 54,000枚×3分 = 2,700時間(348日分)⇒職員11、5人分の作業量 ○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の待ち時間が以前より多くなっている。 転入・転居届出の小規模な、住所変更の追記業務が削減されたことにより、通知カードの追記が複数行にわたる、欄が広く埋まり再交付件数が増える。 転入・転居届出の小規模な、住所変更の追記業務が削減されたことにより、通知カードの追記が複数行にわたる、欄が広く埋まり再交付件数が増える。 転入・転居届出の小規模な、住所変更の追記業務が削減されたことにより、通知カードの追記が複数行にわたる、欄が広く埋まり再交付件数が増える。 転入・転居届出の小規模な、住所変更の追記業務が削減されたことにより、通知カードの追記が複数行にわたる、欄が広く埋まり再交付件数が増える。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野								団体名	支障事例
290	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年9月から可能となる。大府庁では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作し情報照会を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その際、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することになり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな遅延が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは間違いいないことであるが、現行制度のままで、指定管理者の事務削減につながることもあって、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながらない「指定管理者制度」の主目にもそぐわない状況となる。 ＜参考＞ 主な事務の年間処理件数 ・収入申告: 約127,000件 ・家賃減免: 約30,000件 ・入居決定: 約5,000件 ・同居保証: 約2,000件 ・地位変更: 約2,000件	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した「情報照会を行うことができる」ように制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省庁で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、神奈川県、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	〇当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。 円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。 〇当該団体は公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作し情報照会を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で当該団体に引き継ぎ、当該団体がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書の受付業務を行うにあたって、当該団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当該団体に引き継がれることとなる。 その後、当該団体の職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当該団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな遅延が生じることは間違いいないことであるが、現行制度のままで、指定管理者の事務削減につながることもあって、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながらない「指定管理者制度」の主目にもそぐわない状況となる。 ＜参考＞ 主な事務の年間処理件数 ・収入申告: 約12000件 ・家賃減免: 約11,000件 ・入居決定: 約1,000件 ・同居保証: 約800件 ・地位変更: 約300件	
296	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステム(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象)	【支障事例】 地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。 そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるも、特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	茨城県、宮城県	〇不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住居情報(経緯等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用には、個人情報保護法上の制限が生じる。 〇当該団体は「不妊治療費の助成」に関する事務は、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりに推進するため、不妊治療費の一部を助成している。マイナンバーの利用・情報提供ネットワークシステムの使用は関係なく、納税証明書の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	
297	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行うことも、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【具体的な支障事例1】 〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務:市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務:市町村民税所得割額が必要 【具体的な支障事例2】 〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額は照会項目となっている。 〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免、総所得割、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるも、特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	京都府、東京都、加古川市、鳥取県、島根県、大分県、大分県	〇独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第4項に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められた。準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づき子ども医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができていないことから、助成対象者の負担軽減の確保等ができない。 【具体的な支障事例1】については、以下のとおりである。 〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公営年金受取額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額〔独自利用事務〕重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人属地区分)が必要 〔準ずる法定事務〕児童福祉法による児童扶養手当の支給に関する事務:市町村長税所得割額〔独自利用事務〕子ども医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要 〔独自利用事務〕児童福祉法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況〔独自利用事務〕ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公営年金受取額、市町村長税所得割額及び市町村民税所得割額が必要 〇独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行うことも、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【具体的な支障事例2】については、以下のとおりである。 〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。 〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免、所得割、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額が必要 〇具体的な支障事例は以下のとおりである。 〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活に対する医療に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得額等が照会項目 〔独自利用事務〕特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、控除額(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 〇具体的な支障事例については、必要となる情報を以下のとおりお示しする。 〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税証明書 〇支障事例について「準ずる法定事務」と「独自利用事務」との多い共通事項を把握し、共通事項を把握し、マイナンバー制度の運用において差が生じてくること、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者のサービス低下につながる可能性がある。 〇支障事例については、入居申込の際、障害者(身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳等)を所持している者、及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求める。 番号法第19条第4号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会を行うことができない。情報照会を行うことができないため、地方公共団体が独自実施している療育手帳情報や外国人保護者情報は情報照会の対象となっていない。書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの上昇に支障が生じるなど、申請者の混乱を招くこととなるため、療育手帳情報や外国人保護者情報についても、情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。	
298	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報、情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は支給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながる見込みがないと申請窓口の混乱を招く。 〔療育手帳〕 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている場合、地方公共団体が独自実施している療育手帳の情報や外国人保護関係情報が必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できないように求められている。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護関係情報が必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できないように求められている。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護関係情報が必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できないように求められている。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護関係情報が必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できないように求められている。	【効果】 療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。 窓口における申請者の混乱の回避。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省庁で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	千葉県、神奈川県、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	千葉県、神奈川県、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
299	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。管理代行者が地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	
300	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得前額に改めることとされる。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報入手が可能となるよう、データ標準レアウトの改善を求める。	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性の向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第12号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、精神予防法による命をい患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発給通告(10号厚生省事務次官通知))	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	神奈川県、東京都、京都府、兵庫県、鳥取県、高知県 ○措置入院患者の家族等は高額のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が求まる場合も多く、認定事務が煩雑である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収認定には「マイナンバー」を活用した市町村民税所得前額を認定基準とする制度改正是有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対応となっていないため、必要な個人情報入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではないと制度改定の必要性はあるものと考える。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではないと制度改定の必要性はあるものと考える。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出発前である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりと時間がかかる。) 国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出発前である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりと時間がかかる。) 国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
83	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するために、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な小規模の応急安全措置をできるようにすること。 台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今も飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要がある。これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその責任においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な権利登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を通知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の通知(又は確認できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めもの。	緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。	空家等対策の推進に関する特別措置法	内閣府、総務省、国土交通省	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	徳島県、大村市、延岡市 ○提案団体とはほぼ同理由により、より迅速に所有者の通知(又は確認できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。 ○助言については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空家の相談を受けており所有者に空家放棄による危険性を促しているが、「相談が終わっていない」「お金がないなどの回答」に及ぶ。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ていると時間を要してしまいがちで、それにより被害も発生し、防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の情報を踏まえて命令が行えるよう改正願いたい。 ○副都府が危険な空家等として、市街に100軒以上を把握しており、台風等が発生した場合に逃げかかった市民や近隣の住民及び緊急に命を要する恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
172	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住者に関する特別措置法の対象とならないこと、空家等対策の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一棟の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空家があってもその他に居住者や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法案の案第2条に基づき入課税、法案の案に基づき固定資産税情報の利用ができずする等の特定が困難であり、また、法第14条に基づき助言又は指導、勧告、命令等もとり、行政指導すら行うことが出来ない。 【支障事例】 本市でも、4戸が壁を共有した長屋棟の建物について、空家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋でも所有者が複数人でかかっているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報あるいは課税情報等の利用には条例でなく法への明記が必要であること、建物の正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法で行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。	H25住宅・土地統計調査では、近畿大都市圏の空き家のうち、長屋棟は約11.9万戸であり、腐朽・破損した空き家は半数の約7万戸となっており、今後このような問題が拡大することが想定されることが、法の対象が拡大することで、長屋等の空き家についても調査・指導が可能となる。その結果、全ての空家に対して一律の対策を講じていくことで、住みよい環境が確保できる。	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家)第2条	総務省、国土交通省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	新宮区、赤沢市、春日井市、門真市、伊丹市、岡山市、大府市、堺市、大阪西宮広域連合	○ 当該建築物は、壁を共有した戸にわたって長屋棟の建築物のうえに所有者が2つに分かれている。空き家となっている住戸の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならない。また、空き家の所有者が死して相続等で権利関係が複雑化している。条例制定し指導しているが、条例には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的である。 ○ 市民から寄せられる管理不全建築物の相談の多くは、長屋住宅に対するものであり、それらの長屋住宅は所有者が分かれているものが大半であり、1戸で利用が分かれており、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策の対象とならない。また、法的な指導等が行えないため支援を怠っている。仮に、区分所有の長屋住宅が全て空家であり、当該長屋の1戸のみが管理不全であった場合でも、民法に基づく指導には、長屋住宅の全ての区分所有主に対して行うことが取組まれているが、適正な管理運営を行うことができない所有者により、管理不全の発生が繰り返され、当該長屋の管理が困難となる事例がある。これらのことから、長屋等で区分所有が可能な建築物の場合には、それらの区分ごとで民法の適用が可能なように制度改正を求めらる。 ○ 本市は、建築基準法に基づき特措法の対象となる特定行政庁であることから、これまで一部が使用されている長屋建て住宅や共同住宅である老朽危険建築物に対する指導を行ってきました。しかしながら、提案のとおり法の対象を拡大することで、建築基準法ではできない課税情報等の利用が可能となり、一部が使用されている老朽危険建築物の調査・指導がより詳しく丁寧なレベルで実施されます。 ○ 長屋住宅は一部の壁や階段、屋根を共有している。空家となり老朽化した部分からの雨漏りなどが、隣家に長屋影響を及ぼす事例が散見されており、本市においても、土地と建物併せて住戸単位に所有者が分かれている長屋が空家となり、一部屋根が壊れている建物と併せて住戸単位で管理している事例が確認されています。また、法的な指導等を行うことができない事例も少なくなく、そのような状況の中、分譲マンションの所有者が、自己所有の敷地において建て替えを望んだとしても、解体により、老朽化した隣家の屋根を誘発する可能性がある事例も、対応出来ない状態になっている場合があり、やむを得ず自壊して行った所有者も一部あります。現状としては建築基準法上の問題が顕在化している場合がある。したがって、賃貸長屋の場合は現状の特別措置法に基づく考え方は問題はないが、所有者が分かれている分譲マンションについては、相続関係に基づく長屋の問題と捉えることも出来るが、本市の例であれば空家に空き住戸を逆に増やす結果となる可能性があるから、特措法を活用出来るように、法改正が必要と考える。 ○ 市民は、一部に居住者がいる長屋が特措法の対象であることを知らないため、当面においても、一部に居住者がいる長屋に対する相談が寄せられており、対応に苦慮している。中には、預めのおそれがある長屋もあることから、対応の徹底は望ましいと考える。 ○ 本市においても、長屋建ての建築物について、空き住戸部分が著しく破損し、近隣住民から安全の確保を要請されている事例が散見するが、当該空き住戸以外の住戸に居住者が存在する場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下特措法)以外の手段を用いたため、定期借地権に活用できる事例が少なくない。また、固定資産税課税情報等が利用できず、所有者の特定にも苦慮する状況になっている。また、当該空き住戸の所有者を特定して指導できることは法定範囲のみにとどまる可能性があるため、一部に居住者がいる長屋建て建築物や共同住宅についても特措法の対象となるよう空家等の範囲を拡大する改正を行うことを求める。 ○ 本市においても、長屋住宅の住戸の1戸が崩壊し危険な状態で、1戸が居住しているものがあります。居住しているが、生活に生命危険を及ぼす可能性がある事例も少なくないため、空家等対策特別措置法に適用し、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮しています。 ○ 本市においても区分所有された分譲長屋が存在し、1軒に居住者が複数いる事例が空家となっている。このような事例の空家について、相続や一部壊壊し、居住者がいない状態に陥り、近隣住民からの苦情も何回もあっている。しかし、この事例は、行政からのお願いにも聞く耳を持たない。空家等対策の推進に関する特別措置法(特措法)を活用し、助言・指導、勧告、命令と対応することができないため、今後の対応を模索している。本案策定し今後の特措法の策定について、ほかの空家等対策に行政として適切な対応をすべく、特措法の改正が必要であると考える。
173	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者等が存在しない空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家等の跡地処分について、略式代執行を行う際、不動産登記簿情報等による特定や相当の期間を定め公告をすることから、相続・不存宣告をなし、相続財産管理人を選任すること、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できること、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続・不存宣告により空家の所有者を確認できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第95条から第959条までの規定に照し、相続財産管理人の選任を申請し、特別縁故者等の捜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に照らすことによる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や縁組の支払い等相当の期間と費用が発生すること、手続きの開始から国庫への帰属までの期間が長期に及びふこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することからこの点を踏んでいる。	相続財産管理人制度にとらわれない円滑な相続財産の国又は略式代執行を行った地方公共団体の帰属手続きを確立することにより、空家除却後の跡地の適正管理や有効利用に資するものである。	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の歸属への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	日高市、緑島区、赤沢市、門真市、伊丹市、岡山市、大府市、堺市	○ 高齢化の進展、人口減少に伴い、本市においても相続放棄され、所有者が存在しない土地、家屋が増加しつつある。相続放棄され所有者が存在しない土地は、法定相続人による固定資産税に課税される必要がなく、売却も困難な状態に陥り、売却の手続きや費用の発生すること、手続きの開始から国庫への帰属までの期間が長期に及びふこと等から、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。所有者が存在しない空家の跡地処分を簡便に確立することで、資産価値を失いつつある財産の有効活用が図られる。 ○ 所有者が存在しない空家について、相続財産管理人制度を採用し、建物及び跡地処分を行った事例あり、弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するに相当の期間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合は同様の課題が生じる恐れがある。 ○ 所有者が不明な状態で空家の跡地処分を行う場合、市として略式代執行をせざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとにも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに別途、相続財産管理人制度等ににより解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該空家を空家等対策特別措置法に準じて管理し、跡地処分を行うこととする。世帯問題の発生、制度変更の検討が必要と考える。 ○ 本市の事例は、2軒長屋の1軒が法定相続人のいない空家となっており、現在は管理不良な状態にはなっていない。また長屋で1軒に居住者がいるため、特別措置法の対象とならず、本市の条例に基づいて処置を行っている。しかし、当該空家を空家等対策特別措置法に準じて管理し、跡地処分を行うこととする。世帯問題の発生、制度変更の検討が必要と考える。 ○ 本市においても、所有者が不明な状態で空家の跡地処分を行う場合、市として略式代執行をせざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとにも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに別途、相続財産管理人制度等ににより解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該空家を空家等対策特別措置法に準じて管理し、跡地処分を行うこととする。世帯問題の発生、制度変更の検討が必要と考える。 ○ 本市は、土地と建物の所有者が異なる場合や、売却の意向が異なる場合がある場合は、売却自体も困難し、処置を行う方が有効な場合があると考えられる。 ○ 本市においても、所有者が不明な状態で空家の跡地処分を行う場合、市として略式代執行をせざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとにも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに別途、相続財産管理人制度等ににより解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該空家を空家等対策特別措置法に準じて管理し、跡地処分を行うこととする。世帯問題の発生、制度変更の検討が必要と考える。 ○ 本市は、土地と建物の所有者が異なる場合や、売却の意向が異なる場合がある場合は、売却自体も困難し、処置を行う方が有効な場合があると考えられる。 ○ 本市においても、所有者が不明な状態で空家の跡地処分を行う場合、市として略式代執行をせざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとにも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに別途、相続財産管理人制度等ににより解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該空家を空家等対策特別措置法に準じて管理し、跡地処分を行うこととする。世帯問題の発生、制度変更の検討が必要と考える。 ○ 本市は、土地と建物の所有者が異なる場合や、売却の意向が異なる場合がある場合は、売却自体も困難し、処置を行う方が有効な場合があると考えられる。
88	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等の事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会が車両等に事前に確認し、確認及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。① 事前届出の段階で、予め確認・証明書を交付する仕組みとする。② 車両等の届出ではなく、事業者毎や台数等のみの届出とする。	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの、そのため、緊急通行車両等の事前届出制が実施されていることは重要である。しかしながら、現在の運用では、自治体と迅速な災害応急対応活動が求められているにもかかわらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後には確認・証明書を交付されない仕組みになっている。 【制度改正の内容】 現場の最前線として自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対応を可能とする仕組みが必要である。 ① 事前届出の段階で、予め確認・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両等の届出ではなく、事業者毎や台数等のみの届出とする。 熊本県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごと二車検証等の書類を提出し、現場で災害応急対応の支援を行うなど、広域連携体制による必要物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に確認・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域連携体制におけるカー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域連携体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣されているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタルカー等の車両を調達し、現場で災害応急対応の支援を行うなど、広域連携体制による必要物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に確認・証明書を交付してほしい旨の要望があった。	事前届出の段階で、予め確認・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害発生後の確認申請に係る事務負担を軽減できるほか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力を災害対応業務に回すことができる。よって、これまでに以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3項、別記様式第4)	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	茨城県、江戸川区、八尾市	○ 災害時に、多種多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。 ○ 災害時に、現場で7号車以上の車両を運用しているが、現状で交付する確認・証明書の必要事項への配布等の事務負担で、現場7号車以外の車両も活用しにくい状況が発生する。事前届出の段階で、確認・証明書の交付が可能となることにより、迅速な災害応急対応業務に資することができる。 ○ 市は、緊急時対応活動に活用する車両の台数を確保することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。